

岡崎市議会議案

令和2年3月定例会

令和 2 年 3 月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
1	包括外部監査契約について	1
2	財産の譲与について（岡崎市福祉の村）	3
3	財産の無償貸付けについて（岡崎市福祉の村）	5
4	岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について	7
5	市道路線の廃止について	9
6	市道路線の認定について	15
7	岡崎市手数料条例の一部改正について	25
8	岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	27
9	岡崎市職員定数条例の一部改正について	29
10	岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	31
11	岡崎市印鑑登録条例の一部改正について	33
12	岡崎市社会福祉センター条例の制定について	35
13	岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	41
14	岡崎市福祉の村条例の全部改正について	43
15	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	49
16	岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について	51
17	岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例の廃止について	53
18	岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部改正について	55
19	岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正について	57

20	岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	59
21	岡崎市自然体験の森条例の一部改正について	61
22	岡崎市こども自然遊びの森条例の一部改正について	65
23	岡崎市ホテル学校条例の一部改正について	69
24	岡崎市勤労文化センター条例の廃止について	73
25	岡崎市産業人材支援センター条例の一部改正について	75
26	岡崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について	79
27	岡崎市屋外広告物条例の一部改正について	81
28	西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業施行規程の一部改正について	85
29	岡崎市空家等対策の推進に関する条例の制定について	87
30	岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	91
31	岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について	93
32	岡崎市総合学習センター条例の一部改正について	95
33	令和元年度岡崎市一般会計補正予算（第4号）	99
34	令和元年度岡崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	113
35	令和元年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）	119
36	令和元年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	123
37	令和元年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	127
38	令和元年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	133
39	令和元年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）	137

40	令和元年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第3号）	141
41	令和元年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）	145
42	令和元年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）	149
43	令和元年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	153
44	令和元年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）	157
45	令和元年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）	161
46	令和元年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）	165
47	令和元年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）	169
48	令和元年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	173
49	令和2年度岡崎市一般会計予算	175
50	令和2年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	189
51	令和2年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算	193
52	令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	199
53	令和2年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	205
54	令和2年度岡崎市介護保険特別会計予算	209
55	令和2年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	213
56	令和2年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	217
57	令和2年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	221
58	令和2年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計予算	225
59	令和2年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	229
60	令和2年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	233

61	令和 2 年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	237
62	令和 2 年度岡崎市病院事業会計予算	241
63	令和 2 年度岡崎市水道事業会計予算	245
64	令和 2 年度岡崎市下水道事業会計予算	249

令和２年第１号議案

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和２年４月１日から令和３年３月31日まで
- 3 契約金額
11,770,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市中川区法華一丁目39番地の４
公認会計士 柏 木 勝 広

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により必要があるによる。

令和 2 年第 2 号議案

財産の譲与について

次のとおり、建物、工作物及び物品を譲与するものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 譲与する財産

(1) 建物

所 在	名 称	構 造	延床面積
岡 崎 市 欠 町 字 清 水 田 6 番 地 2	希望の家	鉄筋コンクリート造 平家建て	517.93平方メートル
	希望の家 車庫	軽量鉄骨造平家建て	37.45平方メートル
岡 崎 市 欠 町 字 清 水 田 6 番 地 5	そだちの家	鉄筋コンクリート造 平家建て	877.51平方メートル
	そだちの家 倉庫	軽量鉄骨造平家建て	28.40平方メートル
	そだちの家 陶芸室	鉄筋コンクリート造 平家建て	9.56平方メートル
	のぞみの 家	鉄筋コンクリート造 平家建て	987.00平方メートル
	のぞみの 家車庫	軽量鉄骨造平家建て	54.00平方メートル
	にじの家	鉄筋コンクリート造 平家建て	676.05平方メートル
	にじの家 車庫	軽量鉄骨造平家建て	85.91平方メートル
	みのりの 家	木造平家建て	180.11平方メートル

(2) 工作物及び物品
一式

2 譲与の相手方

岡崎市美合町字下長根 2 番地 1
社会福祉法人岡崎市福祉事業団

3 譲与の理由

福祉の村そだちの家、のぞみの家、希望の家、にじの家及びみのりの家を民営化することに伴い、相手方が安定的で良質な支援を速やかに実施できるようにするため、これらの財産を譲与する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により必要があるによる。

令和 2 年第 3 号議案

財産の無償貸付けについて

次のとおり、土地を無償で貸し付けるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 無償貸付けの目的

障がい者及び障がい児の福祉を総合的に増進する施設のため

2 無償で貸し付ける土地

所 在	説 明
岡崎市欠町字清水田地内	3 筆 11,056.07 平方メートル

3 無償貸付けの相手方

岡崎市美合町字下長根 2 番地 1
社会福祉法人岡崎市福祉事業団

4 無償貸付けの期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 2 項の規定により必要があるによる。

令和 2 年第 4 号議案

岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約 の一部変更に関する協議について

岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、額田郡幸田町と協議するものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部 を変更する規約

岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約（昭和55年4月1日締結）の一部を次のように変更する。

第1条第2号中「リサイクルプラザ（廃棄物再生利用施設をいう。）」を「廃棄物再生利用施設」に改める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により必要があるによる。

令和 2 年第 5 号議案

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

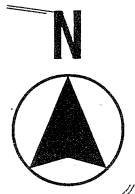
路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
5 1	井内新村線	岡崎市柱町字堤畔
		岡崎市合歓木町字西落
1 9 8	若松線	岡崎市上地二丁目
		岡崎市若松町字西之切
3 5 2 1	蓑川名鉄団地 1 号線	岡崎市岡町字東神馬崎南側
		岡崎市蓑川町字後田
3 5 5 1	蓑川川田線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字川田
3 5 5 2	蓑川西屋敷 1 号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字西屋敷
3 5 5 3	蓑川西屋敷 2 号線	岡崎市蓑川町字西屋敷
		岡崎市蓑川町字西屋敷
3 5 5 4	蓑川西屋敷 3 号線	岡崎市蓑川町字西屋敷
		岡崎市蓑川町字西屋敷
3 5 5 5	蓑川中屋敷 1 号線	岡崎市蓑川町字中屋敷
		岡崎市蓑川町字中屋敷
3 5 5 6	蓑川中屋敷 2 号線	岡崎市蓑川町字中屋敷
		岡崎市蓑川町字東屋敷
3 5 5 7	蓑川中屋敷 3 号線	岡崎市蓑川町字中屋敷
		岡崎市蓑川町字東屋敷

3 5 5 8	蓑川中屋敷 4 号線	岡崎市蓑川町字中屋敷
		岡崎市蓑川町字東屋敷
3 5 5 9	蓑川丸山越線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字丸山越
3 5 6 0	蓑川小石亀線	岡崎市蓑川町字小石亀
		岡崎市蓑川町字入メキ

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



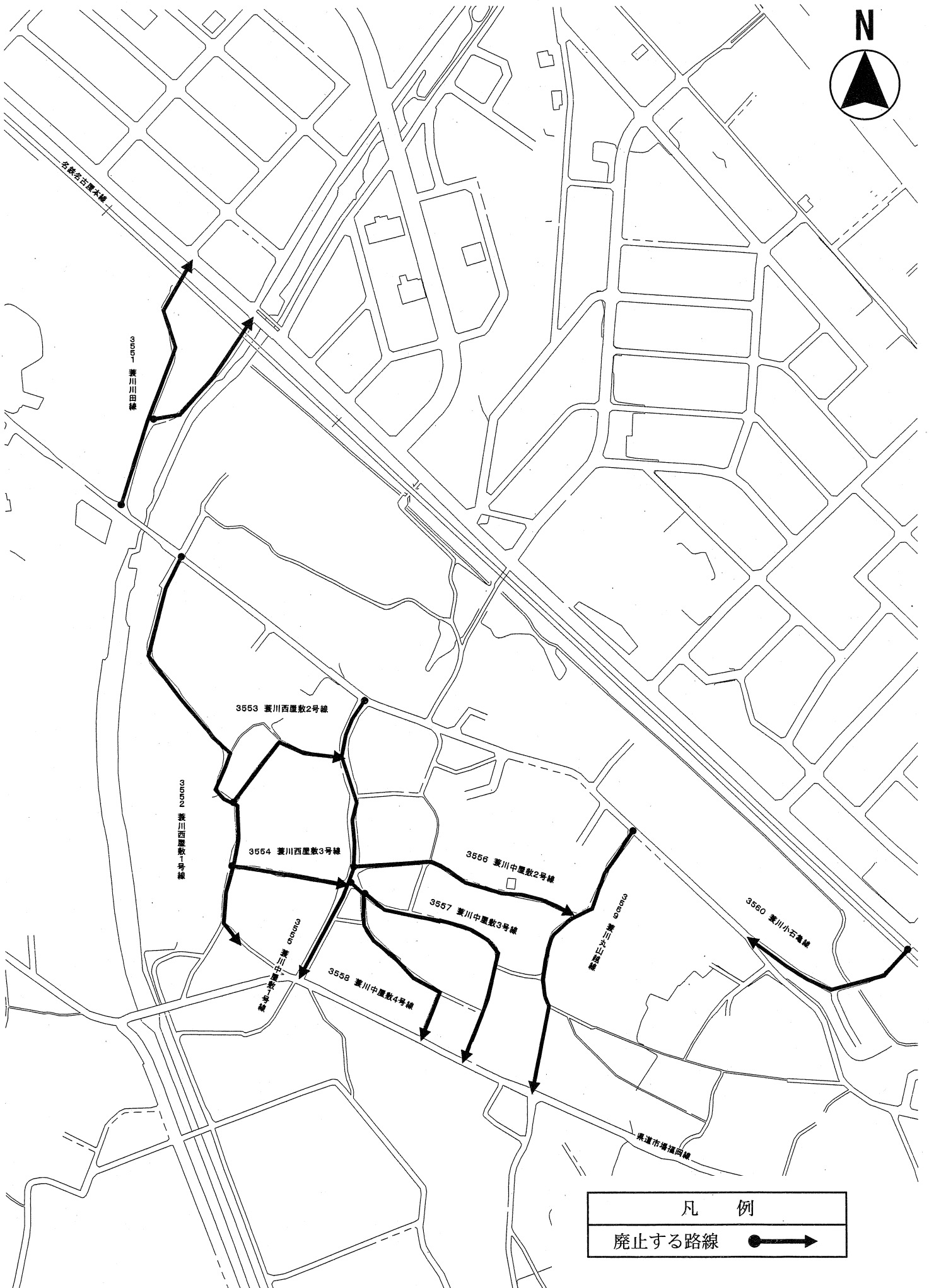
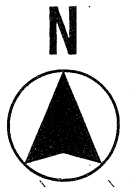


名鉄名古屋本線

3521 養川名鉄団地1号線

県道市場福岡線

凡 例	
廃止する路線	



令和 2 年第 6 号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
5 1	井内新村線	岡崎市柱町字折戸
		岡崎市合歓木町字西落
1 9 8	若松線	岡崎市上地二丁目
		岡崎市針崎町字唐桶
3 5 2 1	蓑川名鉄団地 1 号線	岡崎市岡町字東神馬崎南側
		岡崎市蓑川町字寺辺
6 6 5 5	福岡線（2）	岡崎市柱町字神明
		岡崎市針崎町字唐桶
6 6 5 6	蓑川南部 1 号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字西山畑
6 6 5 7	蓑川南部 2 号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字丸山越
6 6 5 8	蓑川南部 3 号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字川田
6 6 5 9	蓑川南部 4 号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字迎畑
6 6 6 0	蓑川南部 5 号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字川田
6 6 6 1	蓑川南部 6 号線	岡崎市蓑川町字井ノ口
		岡崎市美合町字三ノ久保

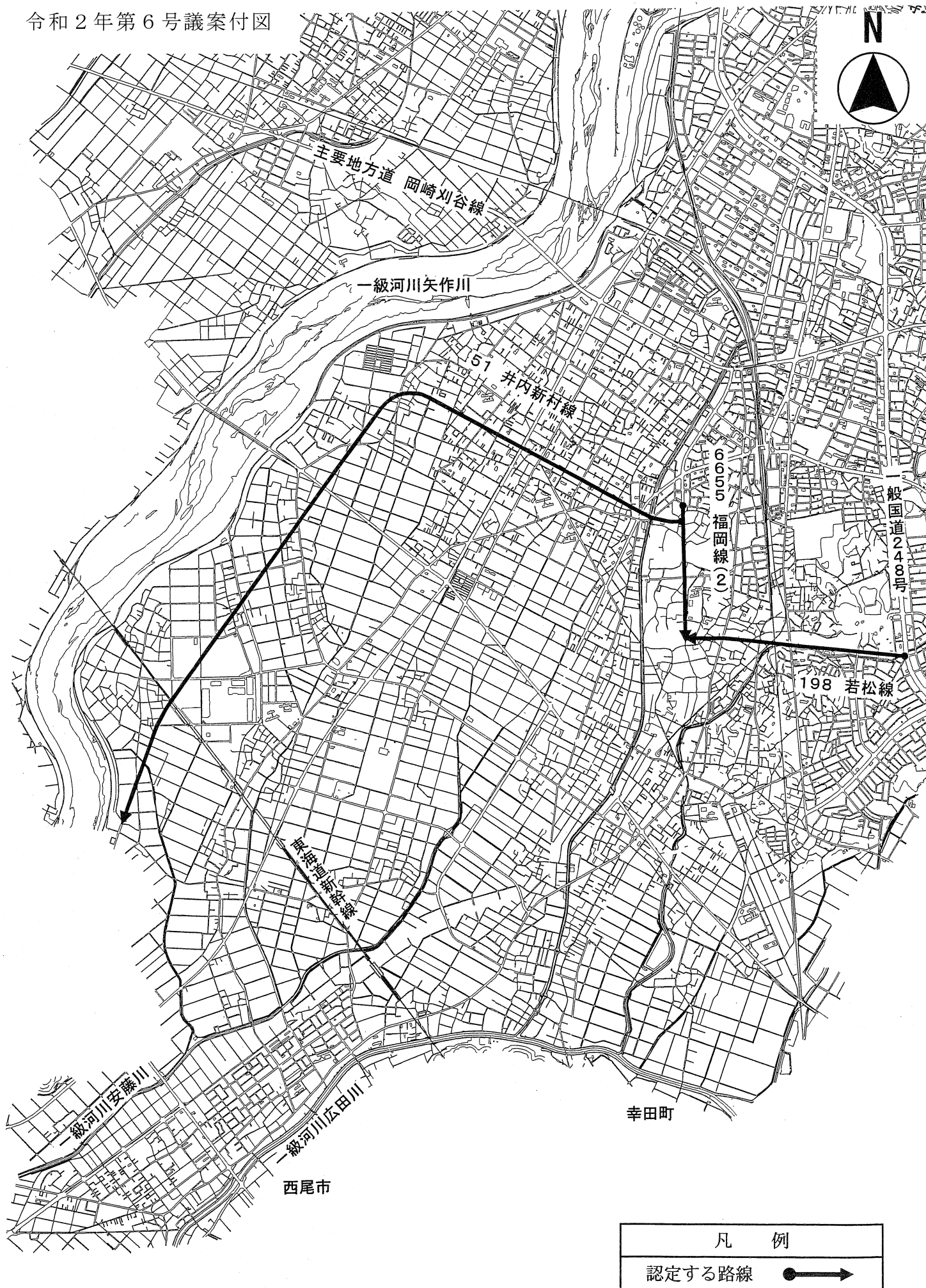
6 6 6 2	蓑川南部 7 号線	岡崎市蓑川町字井ノ口
		岡崎市美合町字三ノ久保
6 6 6 3	蓑川南部 8 号線	岡崎市美合町字三ノ久保
		岡崎市蓑川町字西山畑
6 6 6 4	蓑川南部 9 号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字井ノ口
6 6 6 5	蓑川南部10号線	岡崎市蓑川町字阿知川原
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 6 6	蓑川南部11号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字後田
6 6 6 7	蓑川南部12号線	岡崎市蓑川町字阿知川原
		岡崎市蓑川町字薮下
6 6 6 8	蓑川南部13号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字後田
6 6 6 9	蓑川南部14号線	岡崎市蓑川町字前田
		岡崎市蓑川町字山本
6 6 7 0	蓑川南部15号線	岡崎市蓑川町字前田
		岡崎市蓑川町字小深田
6 6 7 1	蓑川南部16号線	岡崎市蓑川町字間渡
		岡崎市蓑川町字間渡
6 6 7 2	蓑川南部17号線	岡崎市蓑川町字入メキ
		岡崎市蓑川町字間渡
6 6 7 3	蓑川南部18号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字薮下
6 6 7 4	蓑川南部19号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字薮下
6 6 7 5	蓑川南部20号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字西屋敷
6 6 7 6	蓑川南部21号線	岡崎市蓑川町字西屋敷
		岡崎市蓑川町字西屋敷
6 6 7 7	蓑川南部22号線	岡崎市蓑川町字薮下
		岡崎市蓑川町字西屋敷
6 6 7 8	蓑川南部23号線	岡崎市蓑川町字西屋敷
		岡崎市蓑川町字中屋敷

6 6 7 9	蓑川南部24号線	岡崎市蓑川町字前田
		岡崎市蓑川町字中屋敷
6 6 8 0	蓑川南部25号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字西屋敷
6 6 8 1	蓑川南部26号線	岡崎市蓑川町字入メキ
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 8 2	蓑川南部27号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 8 3	蓑川南部28号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字丸山越
6 6 8 4	蓑川南部29号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 8 5	蓑川南部30号線	岡崎市蓑川町字入メキ
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 8 6	蓑川南部31号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字川田
6 6 8 7	蓑川南部32号線	岡崎市蓑川町字川田
		岡崎市蓑川町字川田
6 6 8 8	蓑川南部33号線	岡崎市蓑川町字藪下
		岡崎市蓑川町字藪下
6 6 8 9	蓑川南部34号線	岡崎市蓑川町字小深田
		岡崎市蓑川町字小深田
6 6 9 0	蓑川南部35号線	岡崎市蓑川町字藪下
		岡崎市蓑川町字藪下
6 6 9 1	蓑川南部36号線	岡崎市蓑川町字西屋敷
		岡崎市蓑川町字西屋敷
6 6 9 2	蓑川南部37号線	岡崎市蓑川町字丸山越
		岡崎市蓑川町字東屋敷
6 6 9 3	蓑川南部38号線	岡崎市蓑川町字中屋敷
		岡崎市蓑川町字東屋敷
6 6 9 4	蓑川南部39号線	岡崎市蓑川町字後田
		岡崎市蓑川町字後田
6 6 9 5	蓑川南部40号線	岡崎市蓑川町字前田
		岡崎市蓑川町字中屋敷

6 6 9 6	蓑川南部41号線	岡崎市蓑川町字入メキ
		岡崎市蓑川町字入メキ
6 6 9 7	蓑川南部42号線	岡崎市蓑川町字東屋敷
		岡崎市蓑川町字東屋敷
6 6 9 8	蓑川南部43号線	岡崎市蓑川町字小石亀
		岡崎市蓑川町字小石亀
6 6 9 9	竜泉寺43号線	岡崎市竜泉寺町字西山畑
		岡崎市竜泉寺町字後山
6 7 0 0	竜泉寺44号線	岡崎市竜泉寺町字後山
		岡崎市蓑川町字藪下
6 7 0 1	切山下一色平線	岡崎市切山町字大ゾレ
		岡崎市切山町字下一色平
6 7 0 2	東阿知和乙カ 2 号線	岡崎市東阿知和町字乙カ
		岡崎市東阿知和町字乙カ
6 7 0 3	東阿知和真伝線	岡崎市東阿知和町字乙カ
		岡崎市真伝町字抱六岩

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。

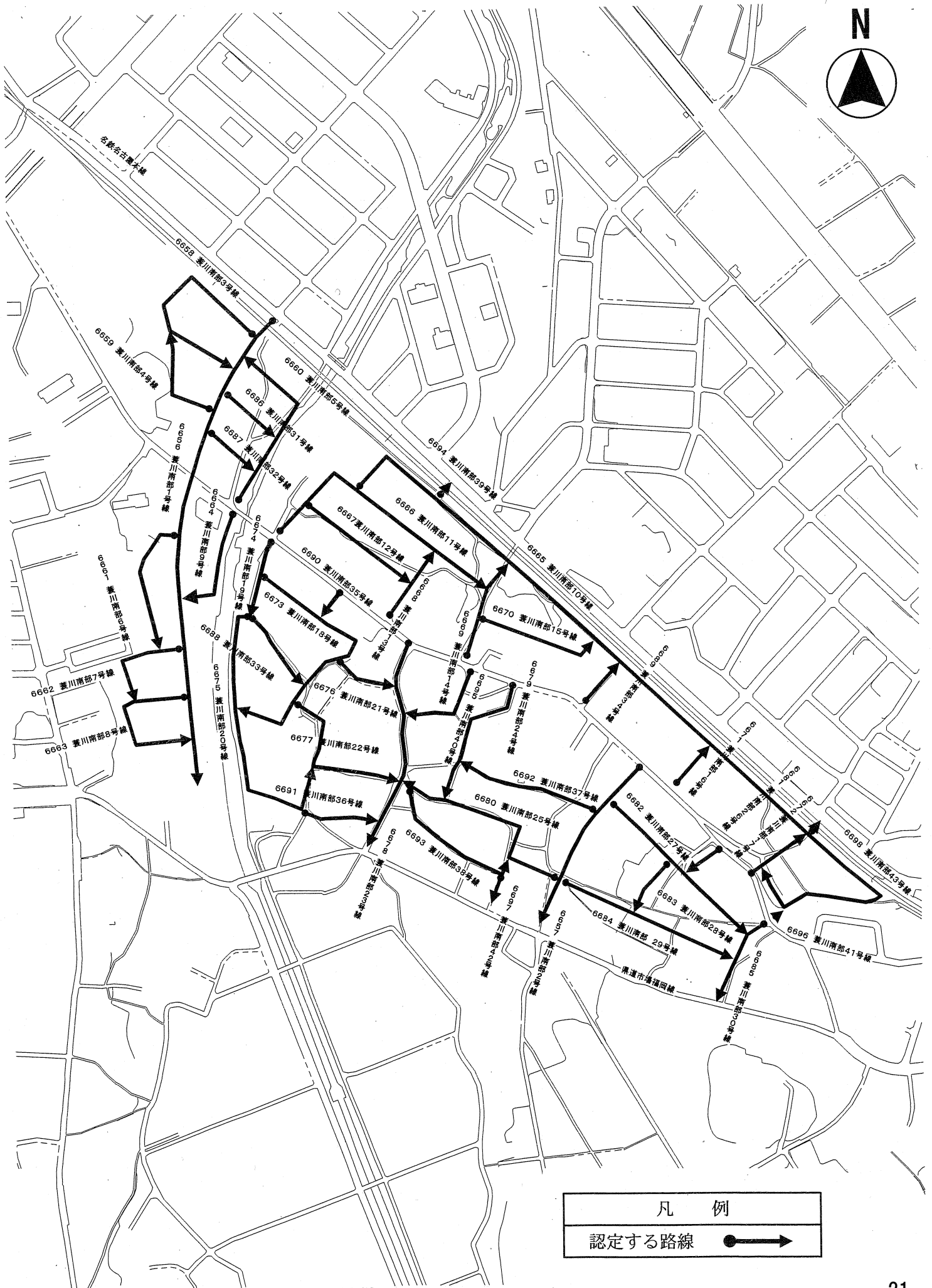


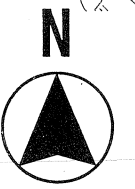


一般国道1号

3521 養川名鉄団地1号線

凡 例	
認定する路線	





県道桑谷柱線

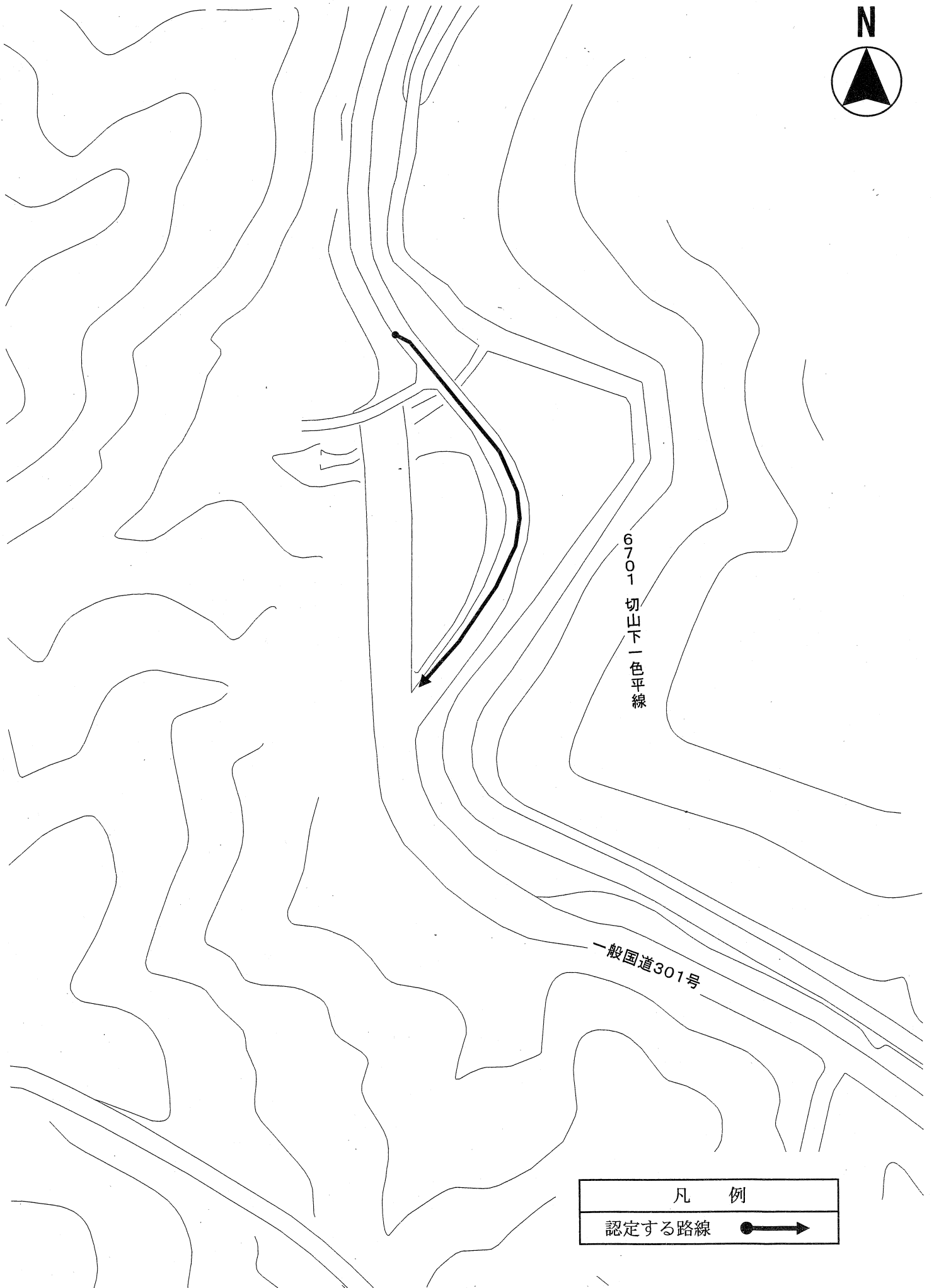
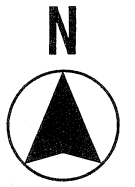
6700 竜泉寺44号線

6699 竜泉寺43号線

凡 例

認定する路線





凡 例	
認定する路線	● →



一級河川青木川

6702 東阿知和乙力2号線

第一東海自動車道

6703 東阿知和真伝線

県道南大須鴨田線

龍北総合運動場

凡 例	
認定する路線	

令和 2 年第 7 号議案

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (75) の 4 項中

「			その他	一戸	省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定め	1 件につき
			の場合	建て	る基準に係るもの	19,100円
			の住	宅	その他のもの	1 件につき
						37,100円

を

「			その他	一戸	省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)又は	1 件につき
			の場合	建て	同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に係るもの	19,100円
			の住	宅	その他のもの	1 件につき
						37,100円

に、「全住戸が省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「全住戸が省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に改め、同表中備考 9 を備考11とし、備考 8 の次に次のように加える。

- 9 (75) の 4 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみな

してこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

- 10 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査において、当該計画に申請建築物以外の建築物が含まれている場合の手数料の額等を定める必要があるによる。

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、市は、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は水道事業及び下水道事業管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責について定める必要があるによる。

令和 2 年第 9 号議案

岡崎市職員定数条例の一部改正について

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市職員定数条例（昭和24年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「3,314人」を「3,335人」に改め、同項第 3 号中「181人」を「189人」に改め、同項第 9 号中「67人」を「72人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、保育体制の充実、上下水道局の組織体制強化等のため、職員の定数の適正化を図る等の必要があるによる。

令和 2 年第10号議案

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「63,400円」を「69,700円」に、「38,000円」を「41,800円」に、「36,700円」を「40,300円」に、「26,700円」を「29,300円」に、「25,500円」を「27,000円」に、「140,300円」を「153,800円」に、「41,400円」を「45,500円」に、「38,400円」を「42,200円」に、「35,100円」を「38,600円」に、「30,600円」を「33,600円」に、「日額 9,000円」を「日額 9,400円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員会の委員及び農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）の報酬の財源として国から交付金が交付されたときは、農業委員等については、第5条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、この表に規定する月額報酬のほか、年額569,334円を超えない範囲内で市長が定める額を支給することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、他の中核市の報酬額との均衡を図るとともに、農地利用最適化交付金が交付された場合に農業委員会の委員等に報酬を追加支給できることとするため、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額等を見直す必要があるによる。

令和 2 年第11号議案

岡崎市印鑑登録条例の一部改正について

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例

岡崎市印鑑登録条例（昭和43年岡崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人であることのみを理由として印鑑登録を受けることができないものとしている規定を見直す必要があるによる。

岡崎市社会福祉センター条例の制定について

岡崎市社会福祉センター条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市社会福祉センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び第244条の2の規定に基づき、社会福祉の充実を図る施設（以下「社会福祉センター」という。）の設置及び管理並びに使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市に、社会福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 社会福祉センターの名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
岡崎市社会福祉センター	岡崎市美合町字五本松68番地12

(事業)

第 4 条 社会福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉関係団体の活動の支援に関すること。
- (2) 福祉に係るボランティア活動の支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、社会福祉センターの事業として市長が適当と認めるものを行うこと。

(利用時間)

第 5 条 社会福祉センターの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 社会福祉センターの休館日は、次の各号のいずれかに掲げる日とする。

ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、休館日においても社会福祉センターの利用を承認することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 前2号に掲げる日のほか、やむを得ない理由により市長が必要と認める日
(利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、社会福祉センターを利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉センターの利用を制限し、又は禁止することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 営利又は商業宣伝を目的とした利用であると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(利用の承認)

第8条 社会福祉センターの施設のうち別表に掲げる施設（次条第1項において「有料施設」という。）を利用しようとする者は、申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 市長は、前項の承認に際し、施設の管理上必要な条件を付することができる。
(使用料の納付)

第9条 有料施設の利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、社会福祉センター使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

3 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(利用の取消しの承認)

第10条 利用者は、社会福祉センターの利用の取消しをしようとするときは、申出書を提出して市長の承認を受けなければならない。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその利用の日の前5日までに前条の申出書を提出したとき。ただし、利用の変更の承認を受けている場合は、この限りでない。

(2) 第14条第1項第2号又は第3号に該当し、市長が利用の承認を取り消したとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料を減免す

ることができる。

（特別の設備等の承認）

第13条 利用者は、社会福祉センターに特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（利用の承認の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉センターの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例及びこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により社会福祉センターの利用ができなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当し、社会福祉センターの利用の承認を取り消した場合において利用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第15条 利用者は、故意又は過失により社会福祉センターの建物又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（管理の代行等）

第16条 市長は、社会福祉センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に社会福祉センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に社会福祉センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に社会福祉センターを管理しなければならない。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 社会福祉センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (3) 社会福祉センターの利用の承認に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第14条まで及び別表の規定の適用については、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項中「社会福祉センター使用料（以下「使用料」とあるのは「社会福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定

める額」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第13条及び第14条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 社会福祉センターの利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和3年4月1日前においてもこれを行うことができる。

(岡崎市高齢者生きがいセンター条例の一部改正)

- 3 岡崎市高齢者生きがいセンター条例（平成3年岡崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市美合高齢者生きがいセンターの項を削る。

別表

区分	金額(円)				
	午前	午後	夜間	全日	延長時間
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時

					17時～18時
多目的室 A	2,160	3,020	2,800	7,180	640
多目的室 B	2,160	3,020	2,800	7,180	640
第 1 活動室	2,160	3,020	2,800	7,180	640
第 2 活動室 A	1,080	1,510	1,400	3,590	320
第 2 活動室 B	1,080	1,510	1,400	3,590	320
第 3 活動室	2,160	3,020	2,800	7,180	640

備考 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「12時～13時」、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「17時～18時」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

(理由)

この条例案を提出したのは、社会福祉の充実を図る施設を設置する必要があるによる。

岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の 5 第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。第 5 条において「省令」という。）第 1 条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(職員等の資格要件)

第 2 条 無料低額宿泊所の職員（無料低額宿泊所の長を含む。）、設置者（法人である場合には、その役員）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(非常災害対策)

第 3 条 無料低額宿泊所は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するように努めなければならない。

(苦情への対応)

第 4 条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、第1条の基準は、省令の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める必要があるによる。

岡崎市福祉の村条例の全部改正について

岡崎市友愛の家条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市友愛の家条例

岡崎市福祉の村条例（昭和55年岡崎市条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び第244条の2の規定に基づき、障がい者及び障がい児の支援や地域との交流を通し、障がい者及び障がい児の福祉を増進する施設（以下「友愛の家」という。）の設置及び管理並びに使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市に、友愛の家を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 友愛の家の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
岡崎市友愛の家	岡崎市欠町字清水田 6 番地 3

（業務等）

第 4 条 友愛の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号及び次項において「総合支援法」という。）第 5 条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務
- (2) 総合支援法第77条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センターとしての業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、友愛の家の業務として市長が適当と認めるもの

2 友愛の家を利用することができる者は、総合支援法第4条第1項に規定する障がい者、同条第2項に規定する障がい児、同条第3項に規定する保護者その他の規則で定める者とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、友愛の家の業務に支障がないと認めるときは、利用を希望する者に、有料施設（別表の左欄に掲げる施設をいう。以下同じ。）を利用させることができる。

（利用時間）

第5条 友愛の家の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 友愛の家の休館日は、次の各号のいずれかに掲げる日とする。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、休館日においても友愛の家の利用を承認することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 第3日曜日

(4) 前3号に掲げる日のほか、やむを得ない理由により市長が必要と認める日

（利用の制限又は禁止）

第7条 市長は、友愛の家を利用しようとする者又は利用する者が公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は友愛の家の管理上支障があると認めるときは、友愛の家の利用を制限し、又は禁止することができる。

（利用の承認）

第8条 友愛の家の施設のうち有料施設を利用しようとする者は、申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

（利用の条件）

第9条 市長は、前条の承認に際し、友愛の家の管理上必要な条件を付することができる。

（使用料の納付）

第10条 友愛の家の施設のうち有料施設の利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、友愛の家使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、1人1回の入場について、入場料金（入場料金に類するものを含む。）が3,000円を超える金額を領収する催物のため有料施設を利用する場合は、同表に掲げる額の1.5倍に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

3 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(利用の取消しの承認)

第11条 利用者は、友愛の家の利用の取消しをしようとするときは、申出書を提出して市長の承認を受けなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者は、有料施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、友愛の家の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例及びこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により友愛の家の利用ができなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当し、友愛の家の利用の承認を取り消した場合において利用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 友愛の家を利用する者は、故意又は過失により友愛の家の建物又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(管理の代行等)

第17条 市長は、友愛の家の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に友愛の家の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に友愛の家を管理しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる業務
- (2) 友愛の家の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(3) 友愛の家の利用の承認に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第7条から第15条まで及び別表の規定の適用については、第4条第3項及び第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「友愛の家使用料（以下「使用料」とあるのは「友愛の家の利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項中「使用料の額は、別表に掲げるとおり」とあるのは「利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同項ただし書中「掲げる額」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第14条及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（岡崎市こども発達センター条例の一部改正）

2 岡崎市こども発達センター条例（平成27年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「岡崎市福祉の村条例（昭和55年条例第11号）第2条第2項第4号」を「岡崎市友愛の家条例（令和2年岡崎市条例第 号）」に改

める。

別表

区分	金額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	延長時間
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時 17時～18時
第1活動室	1,060	1,490	1,340	3,560	300
第2活動室	1,060	1,490	1,340	3,560	300
第3活動室	820	1,160	1,040	2,770	230
多目的室	3,400	4,750	4,320	11,240	1,000

備考 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「12時～13時」、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「17時～18時」の延長時間の額に係る規定は、適用しない。

（理由）

この条例案を提出したのは、民間施設の充実により公営とする意義が薄れてきていることに伴い、岡崎市福祉の村の施設のうち友愛の家以外の施設を廃止する必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条中「61万円」を「63万円」に改める。

第31条中「16万円」を「17万円」に改める。

第35条第 1 項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第 2 号中「28万円」を「285,000円」に改め、同項第 3 号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第 4 項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第 5 項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市国民健康保険条例第17条、第31条及び第35条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大する必要があるによる。

岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども医療費助成条例（昭和47年岡崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「子どもを監護している者に対し、その監護する」を削る。

第 2 条第 1 項中「15歳」を「18歳」に改め、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「子ども」の次に「(特定対象者を除く。)」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（特定対象者を除く。）をいう。

3 この条例において「特定対象者」とは、子どものうち婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。

第 3 条第 1 項中「費用」の次に「(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市は、特定対象者に対し、その者に係る医療に要する費用（入院に係るものに限る。）を助成する。

第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「前条第 2 項第 2 号」を「前条第 3 項第 2 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「、子ども」の次に「(高校生等を除く。)」を加える。

第 5 条第 1 項中「、子ども」の次に「(高校生等及び特定対象者を除く。)」を加え、「、規則で定める手続に従い」を削り、「受給資格者」という。の次に

「の申請に基づき、受給資格者」を、「控除した額」の次に「。次項において同じ。」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「受給資格者」の次に「又は保護者等」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、高校生等又は特定対象者の疾病又は負傷について社会保険各法による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。）が行われた場合において、当該高校生等の保護者又は当該特定対象者（以下この項及び次項において「保護者等」という。）の申請に基づき、医療に要する費用の助成を受けることができる者であることを確認したときは、保護者等に対し、当該給付に際し保護者等が自ら負担すべき額を助成金として交付する。

第6条第1項中「市長は、」の次に「前条第1項の規定による」を加える。

第8条中「監護する子どもの」を「交付に係る」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市子ども医療費助成条例の規定は、令和2年9月1日以後に受けた医療に要する費用の助成について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の助成については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、少子化及び子育て支援対策として子どもの福祉を増進するため、子どもに係る医療費の助成の対象を拡大する必要があるによる。

令和２年第17号議案

岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例の廃止について

岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例を廃止する条例

岡崎市救急医療拠点施設整備支援基金条例（平成27年岡崎市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和２年３月28日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、救急医療拠点施設整備支援の役割を終えたため、基金を廃止する必要があるによる。

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市保健所の設置等に関する条例（平成14年岡崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項 中「別表セの表(3)項」を「別表ソの表(3)項」に改める。

別表中ソの表をタの表とし、コの表からセの表までをサの表からソの表までとし、別表ケの表(1)項中「第 4 条 第 3 項」を「第 4 条 第 2 項」に改め、同表(2)項中「第 4 条 第 4 項」を「第 4 条 第 3 項」に改め、同表を別表コの表とし、別表中ウの表からクの表までをエの表からケの表までとし、イの表の次に次の 1 表を加える。

ウ 温泉法（昭和23年法律第125号。次の表において「法」という。）の規定に基づく事務

事務		手数料	
		名称	金額
(1)	法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	1件につき35,000円
(2)	法第16条第	温泉の利	1件につき7,600円

1 項又は第 17条第 1 項 の規定に基 づく温泉の 利用の許可 を受けた者 の地位の承 継の承認の 申請に対す る審査	用の許可 を受けた 者の地位 の承継の 承認申請 手数料	
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(岡崎市手数料条例の一部改正)
- 2 岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中(25)項及び(26)項を削り、(24)の 2 項を(26)項とし、(17)項から(24)項までを
1 項ずつ繰り下げ、(16)の 2 項を(17)項とする。

(理由)

この条例案を提出したのは、温泉法の規定に基づく事務の移管に伴い、保健所において行う当該事務に係る手数料を定める必要があるによる。

令和 2 年第19号議案

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正について

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下」を「。第 3 条第 1 号及び附則第 2 項において」に改める。

第 4 条第 1 号中「炭酸ガス」を「二酸化炭素」に改め、同条第 4 号ア中「は 5 度を、過マンガン酸カリウム消費量は 1 リットルにつき 25 ミリグラムを超えない」を「が 5 度を超えず、かつ、次のいずれかの要件を満たす」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 全有機炭素（T O C）の量が 1 リットルにつき 8 ミリグラムを超えないこと。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットルにつき 25 ミリグラムを超えないこと。

第 4 条第 6 号中「0.2 ミリグラム」を「0.4 ミリグラム」に改める。

(岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例（平

成24年岡崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、公衆浴場における衛生等管理要領等の一部改正に
準じ、公衆浴場及び旅館業の施設における浴槽の湯の消毒に係る基準等を見直す
必要があるによる。

令和 2 年第20号議案

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年岡崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「前条第 1 項の規定による立入検査等、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため」を「法第37条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、動物愛護管理担当職員が必置となったことから、当該職員を置く必要があるによる。

岡崎市自然体験の森条例の一部改正について

岡崎市自然体験の森条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市自然体験の森条例の一部を改正する条例

岡崎市自然体験の森条例（平成14年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和22年法律第67号）」の次に「第228条及び」を、「管理」の次に「並びに使用料」を加える。

第 5 条中「午前 8 時30分から午後 5 時までの間において規則で定めるもの」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 3 月 1 日から10月31日まで 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 11月 1 日から翌年の 2 月末日まで 午前 9 時から午後 4 時まで

第 6 条第 1 号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

第 8 条第 1 項中「自然体験の森」の次に「の施設のうち、屋外施設の一部を独占して利用しようとする者又は管理棟若しくは工作棟」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定による屋外施設の一部を独占した利用が一般の自然体験の森の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。

第13条を第18条とし、第12条を第16条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（管理の代行等）

第17条 市長は、自然体験の森の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に自然体験の森の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う

業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に自然体験の森を管理しなければならない。

(1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 自然体験の森の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(3) 自然体験の森の利用の承認に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第15条までの規定の適用については、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「自然体験の森使用料（以下「使用料」とあるのは「自然体験の森の利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項中「使用料の額」とあるのは「利用料金の額」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、「掲げる使用料」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第14条及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条第1項第1号中「自然体験の森の利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第8条第1項の規定によりその承認を受けた者」を「利用者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその利用の日の前5日までに前条の申請書を提出したとき。ただし、利用の変更の承認を受けている場合は、この限りでない。

(2) 第15条第1項第2号又は第3号に該当し、市長が利用の承認を取り消したとき。

（使用料の減免）

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料を減免することができる。

（特別の設備等の承認）

第14条 利用者は、自然体験の森に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の納付）

第10条 自然体験の森の施設のうち、屋外施設の一部を独占した利用並びに管理棟及び工作棟の利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、自然体験の森使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、営利の目的で利用する場合の使用料の額は、同表に掲げる使用料の3倍に相当する額とする。

3 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

本則に次の1条を加える。

（罰則）

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	金額（円）	
屋外施設の一部を独占して利用する場合	1平方メートル日額	20
管理棟A室	1時間につき	250
管理棟B室	1時間につき	250
管理棟和室	1時間につき	100
工作棟	1時間につき	700

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岡崎市自然体験の森条例の規定による自然体験の森の利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和3年4月1日前においてもこれを行うことができる。

(理由)

この条例案を提出したのは、自然体験の森の設置の目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等の必要があるによる。

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部改正について

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市こども自然遊びの森条例の一部を改正する条例

岡崎市こども自然遊びの森条例（平成22年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和22年法律第67号）」の次に「第228条及び」を、「管理」の次に「並びに使用料」を加える。

第 8 条中「こども自然遊びの森において、音楽会、講演会その他これらに類する催しのために、」を削り、「一部を」を「施設のうち屋外施設の一部を独占して」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による利用が一般のこども自然遊びの森の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。

第12条を第18条とし、第11条を第16条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（管理の代行等）

第17条 市長は、こども自然遊びの森の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）にこども自然遊びの森の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にこども自然遊びの森を管理しなければならない。

(1) 第 4 条各号に掲げる事業に関する業務

(2) こども自然遊びの森の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(3) こども自然遊びの森の利用の承認に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第15条までの規定の適用については、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「こども自然遊びの森使用料（以下「使用料」とあるのは「こども自然遊びの森の利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項中「使用料の額」とあるのは「利用料金の額」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、「掲げる使用料」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第14条及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第10条第1項第1号及び第2項中「その承認を受けた者」を「利用者」に改め、同条を第15条とする。

第9条の次に次の5条を加える。

（使用料の納付）

第10条 こども自然遊びの森の施設のうち屋外施設の一部を独占した利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、こども自然遊びの森使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、営利の目的で利用する場合の使用料の額は、同表に掲げる使用料の3倍に相当する額とする。

3 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

（利用の取消しの承認）

第11条 利用者は、こども自然遊びの森の利用の取消しをしようとするときは、申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその利用の日の前5日までに前条の申請書を提出したとき。ただし、利用の変更の承認を受けている場合は、この限りでない。

(2) 第15条第1項第2号又は第3号に該当し、市長が利用の承認を取り消したとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者は、こども自然遊びの森に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	金額（円）	
	1平方メートル日額	20
屋外施設の一部を独占して利用する場合	1平方メートル日額	20

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市こども自然遊びの森条例の規定によるこども自然遊びの森の利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和3年4月1日前においてもこれを行うことができる。

(理由)

この条例案を提出したのは、こども自然遊びの森の設置の目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等の必要があるによる。

岡崎市ホテル学校条例の一部改正について

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例

岡崎市ホテル学校条例（平成 23 年岡崎市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 67 号）」の次に「第 228 条及び」を、「管理」の次に「並びに使用料」を加える。

第 4 条第 3 号中「の生息する自然」を「を通じた自然環境」に改める。

第 5 条第 1 号中「次号に掲げる期間以外の期間」を「3 月 1 日から 10 月 31 日まで」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 11 月 1 日から翌年の 2 月末日まで 午前 9 時から午後 4 時まで

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、ゲンジボタルが飛翔する期間として毎年市長が定める期間におけるホテル学校の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

第 6 条第 1 号中「月曜日」を「火曜日」に改め、同条第 2 号中「同月 3 日」を「同月 4 日」に、「12 月 29 日」を「12 月 28 日」に改める。

第 8 条中「環境教育に関する講演会、学習会その他これらに類する催しを行うために、ホテル学校の施設」を「ホテル学校の施設のうち、屋外施設の一部を独占して利用しようとする者又は多目的室」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による屋外施設の一部を独占した利用が一般のホテル学校の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。

第 12 条を第 18 条とし、第 11 条を第 16 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（管理の代行等）

第17条 市長は、ホテル学校の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）にホテル学校の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にホテル学校を管理しなければならない。

(1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務

(2) ホテル学校の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(3) ホテル学校の利用の承認に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第15条までの規定の適用については、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「ホテル学校使用料（以下「使用料」とあるのは「ホテル学校の利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項中「使用料の額」とあるのは「利用料金の額」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、「掲げる使用料」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第14条及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第10条第1項第1号及び第2項中「その承認を受けた者」を「利用者」に改め、同条を第15条とする。

第9条の次に次の5条を加える。

（使用料の納付）

第10条 ホテル学校の施設のうち、屋外施設の一部を独占した利用及び多目的室の利用について、その承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ホテル学校使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、営利の目的で利用する

場合の使用料の額は、同表に掲げる使用料の 3 倍に相当する額とする。

3 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(利用の取消しの承認)

第11条 利用者は、ホテル学校の利用の取消しをしようとするときは、申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその利用の日の前 5 日までに前条の申請書を提出したとき。ただし、利用の変更の承認を受けている場合は、この限りでない。

(2) 第15条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当し、市長が利用の承認を取り消したとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者は、ホテル学校に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(罰則)

第19条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	金額（円）	
屋外施設の一部を独占して利用する場合	1 平方メートル日額	20
多目的室	1 時間につき	500

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の岡崎市ホテル学校条例の規定によるホテル学校の利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和 3 年 4 月 1 日前においてもこれを行うことができる。

(理由)

この条例案を提出したのは、ホテル学校の設置の目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等の必要があるによる。

令和 2 年第24号議案

岡崎市勤労文化センター条例の廃止について

岡崎市勤労文化センター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市勤労文化センター条例を廃止する条例

岡崎市勤労文化センター条例（昭和63年岡崎市条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、施設の設置目的としての役割を終えたため、勤労文化センターを廃止する必要があるによる。

岡崎市産業人材支援センター条例の一部改正について

岡崎市産業人材支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市産業人材支援センター条例の一部を改正する条例

岡崎市産業人材支援センター条例（平成23年岡崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市中小企業・勤労者支援センター条例

第 1 条中「の育成」を「及び中小企業の育成並びに勤労者の労働環境の改善及び福利厚生増進」に、「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第 2 条中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第 3 条の表以外の部分中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改め、同条の表中「岡崎市産業人材支援センター」を「岡崎市中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第 6 条中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 中小企業者（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第 2 条第 3 項に規定する中小企業者をいう。）の技術力又は経営力の向上に関する事業

第 6 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 勤労者の労働環境の改善又は福利厚生増進に関する事業

第7条から第9条までの規定中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第10条第1項中「産業人材支援センターの」を「中小企業・勤労者支援センターの」に、「産業人材支援センター使用料」を「中小企業・勤労者支援センター使用料」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、第6条ただし書に規定するその他の者が」を加え、「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第12条及び第15条から第17条までの規定中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改める。

第18条第1項及び第2項中「産業人材支援センター」を「中小企業・勤労者支援センター」に改め、同条第3項中「中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第8条、第9条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第1項中「市長」とあるのは「市長又は」を「から第9条まで、第12条、第13条第2号、第15条及び第16条第1項中「市長」とあるのは「」に改める。

別表第1会議室の項を次のように改める。

第5教室	1,880	2,500	3,130	5,860	410
------	-------	-------	-------	-------	-----

別表第1中第2実習室の項を削り、「第3実習室」を「第2実習室」に、「第4実習室」を「第3実習室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市中小企業・勤労者支援センター条例の規定による中小企業・勤労者支援センターの利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和3年4月1日前であっても、市長が指定する日後においては、これを行うことができる。
- 3 前項の規定により令和3年4月1日前に同日以後の中小企業・勤労者支援センターの利用の承認を受けた者からは、同日前においても当該承認に係る使用料を徴収することができる。

(理由)

この条例案を提出したのは、勤労文化センターと産業人材支援センターを統合し、新たに中小企業・勤労者支援センターとして設置する必要があるによる。

令和 2 年第26号議案

岡崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定
について

岡崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、生産緑地法の一部改正に伴い、小規模でも防災、環境等多面的機能を有する農地等を保全するため、生産緑地地区の面積要件を引き下げる必要があるによる。

岡崎市屋外広告物条例の一部改正について

岡崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡崎市屋外広告物条例（平成14年岡崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「、自動車専用道路及び」を「及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。）の全区間並びに」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（禁止展望広告物等）

第 3 条の 2 市長が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、これを表示し、又は設置してはならない。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（広告物活用地区）

第 5 条の 2 市長は、第 3 条に規定する地域又は場所以外の区域で、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物活用地区内における広告物の表示又は掲出物件の設置について、第 4 条の規定（市長が指定する物件に係るものに限る。）の適用を除外し、又は第16条第 1 項の基準に代えて、別に基準を定めることができる。

第 6 条の見出しを「(景観保全型広告整備地区)」に改め、同条第 1 項中「形成する」を「保全する」に、「地域」を「区域」に、「広告景観地区」を「景観保全型広告整備地区」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定し、若しくはこれを解除し、又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ、当該区域内の住民及び当該区

域内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者の意見を聴かなければならない。

第6条第3項及び第4項を削る。

第7条の見出しを「(基本方針)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

第7条第2項中「広告景観指針」を「基本方針」に改め、同項第1号中「及び」を「の表示又は」に、「整備」を「設置」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

第7条第3項中「及び第3項」を削り、「広告景観指針」を「基本方針」に改める。

第8条の見出し中「広告景観基準」を「基本方針」に改め、同条中「広告景観地区」を「景観保全型広告整備地区」に、「前条第2項第2号に掲げる基準（以下「広告景観基準」という。）」を「基本方針」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（景観保全型広告整備地区内における届出）

第8条の2 景観保全型広告整備地区内において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又は表示した広告物若しくは設置した掲出物件を変更し、若しくは改造しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、この条例の規定による許可を受けた場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

第9条を次のように改める。

（広告物を表示する者に対する助言等）

第9条 市長は、前条本文の規定による届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告を行うことができる。

第10条の見出しを「(広告物協定地区)」に改め、同条第1項中「者（以下」の次に「この条において」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって当該広告物協定に加わることができる。

第11条第1項中「、第9条及び前条第5項」を「から第9条まで及び前条第

6 項」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改め、同項第 1 号中「第 4 条第 1 項第 4 号の 2」を「第 4 条第 4 号の 2」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 1 項第 7 号又は第 8 号」を「第 4 条第 7 号、第 8 号又は第 10 号」に改め、同項第 3 号中「第 4 条第 1 項各号」を「第 4 条各号」に改め、同項第 4 号中「第 4 条第 1 項第 8 号」を「第 4 条第 8 号」に改め、同条第 8 項中「国又は」を「国若しくは」に改め、「地方公共団体」の次に「又は公共的な団体で規則で定めるもの」を加え、「から第 5 条まで」を「、第 4 条及び第 5 条」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 7 項中「から第 5 条まで」を「、第 4 条及び第 5 条」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項の次に次の 2 項を加える。

7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示する広告物又は設置する掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 3 条の規定は、適用しない。

8 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 118 条第 1 項の規定により指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示する広告物又は設置する掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、適用しない。

第 12 条中「地域」の次に「、区域」を加え、「又は第 4 条第 1 項第 11 号」を「、第 3 条の 2、第 4 条第 11 号又は第 6 条第 1 項」に、「又は第 4 条第 1 項の」を「から第 4 条まで又は第 8 条から第 9 条までの」に改める。

第 14 条第 5 項中「又は第 6 項」を「から第 8 項まで」に改める。

第 15 条第 1 項中「若しくは第 6 項」を「から第 8 項まで」に改める。

第 18 条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（点検義務）

第 18 条の 2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら进行管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、

法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。

第40条第1項中「第39条」を「前条」に改める。

第44条第1項第1号中「若しくは第4条第1項第11号」を「、第3条の2、第4条第11号若しくは第11条第7項」に改め、同項第5号中「第7項」を「第9項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第7条第1項に規定する広告景観指針」を「基本方針」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「広告景観地区」を「景観保全型広告整備地区」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第5条の2第1項の規定による広告物活用地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はその区域を変更しようとするとき。

(3) 第5条の2第2項に規定する基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。

第44条第2項を削る。

第45条第1項中「若しくは第4条第1項第11号」を「、第3条の2、第4条第11号若しくは第11条第7項」に改め、「これらを変更したとき」の次に「、第5条の2第1項の規定による広告物活用地区の指定をし、若しくはこれを解除し、若しくはその区域を変更したとき、同条第2項の規定による指定をし、若しくはこれを変更したとき、同項に規定する基準を定め、若しくはこれを変更したとき」を加え、「広告景観地区」を「景観保全型広告整備地区」に、「第7条第1項に規定する広告景観指針」を「基本方針」に改め、同条第2項中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第18条の次に1条を加える改正規定中第18条の2第2項に係る部分は、令和5年7月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、屋外広告物の安全管理の徹底を図るために安全点検を義務化するとともに、屋外広告物を活用したまちづくりを推進するために公共空間等における規制を見直す等の必要があるによる。

令和 2 年第28号議案

西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業施行規程の一部改正について

西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業施行規程及び西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

（西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業施行規程の一部改正）

第 1 条 西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業施行規程（平成 2 年岡崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項中「年 6 パーセント（」を「法第103条第 4 項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（」に、「年 6 パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

（西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業施行規程の一部改正）

第 2 条 西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業施行規程（平成29年岡崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項中「年 6 パーセント（」を「法第103条第 4 項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（」に、「年 6 パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前々日までに土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった場合における西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業施行規程第24条第1項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、第1条の規定による改正後の同条例第24条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前々日までに土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった場合における西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業施行規程第24条第1項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利子の利率については、第2条の規定による改正後の同条例第24条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合の利子率を変更する必要があるによる。

岡崎市空家等対策の推進に関する条例の制定について

岡崎市空家等対策の推進に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条第 1 号において「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 法定外空家等 長屋及び共同住宅の住戸又はこれらに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、空家等及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 市民等 市内に居住する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(空家等又は法定外空家等の所有者等の責務)

第 3 条 空家等又は法定外空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等又は法定外空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空家等及び法定外空家等に関する対策の実施その他の空家等及び

法定外空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、適切に管理されない空家等及び法定外空家等が周辺の生活環境に及ぼす影響について理解を深めるとともに、適切に管理されない空家等及び法定外空家等の発生を抑制し、相互に協力して生活環境の保全に努めるものとする。

2 市民等は、適切に管理されない空家等又は法定外空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

（立入調査等）

第6条 市長は、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第10条第1項又は第11条の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 前項の規定により、空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等又は法定外空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第7条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等又は法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進）

第8条 市は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（指導）

第9条 市長は、空家等又は法定外空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態であると認めるときは、当該空家等又は法定外空家等の所有者等に対し、その適切な管理のために必要な指導をすることができる。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等又は法定外空家等が適切に管理されないことにより、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該空家等又は法定外空家等の所有者等にこれを回避するための措置を行わせる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等又は法定外空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等又はその連絡先を確知することができない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等又は法定外空家等の所有者等に請求することができる。

(軽微な措置)

第11条 市長は、空家等又は法定外空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動その他の軽微な措置を講ずることにより、周辺的生活環境の保全を図る上での支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、生活環境の保全を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、空き家対策の推進に関し必要な事項を定める必要があるによる。

令和 2 年第30号議案

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の設置等に関する条例（平成10年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表中「715床」を「660床」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市民病院に結核・感染症病床を整備するため、一般病床数を見直す必要があるによる。

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成10年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 アの表(1)項を次のように改める。

(1)	個室使用料	特別個室を使用のもの	日額	32,450
		一般個室 A を使用のもの	日額	9,130
		一般個室 B を使用のもの	日額	8,140

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市病院事業の料金に関する条例別表第 2 アの表の規定は、令和 2 年 7 月 1 日以後に個室の利用を開始した者について適用し、同日前に個室の利用を開始した者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、個室に備わる設備に合わせた個室料金に変更をするため、個室使用料を変更する必要があるによる。

令和 2 年第32号議案

岡崎市総合学習センター条例の一部改正について

岡崎市総合学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市総合学習センター条例の一部を改正する条例

岡崎市総合学習センター条例（平成22年岡崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条第 1 号中「大ホール」を「多目的ホール」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（基本使用料表）

区分			金額（円）					
			午前	午後	夜間	全日	延長時間	
			9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 21 時	9 時～ 21 時	8 時 30 分～ 9 時 12 時～ 13 時	17 時～ 18 時
多 目 的 ホ ー ル	舞 台 練 習 又 は 催 物 の 準 備 若	平日	3, 240	5, 830	5, 830	12, 960	970	1, 160
		土曜日、 日曜日及 び祝日	4, 210	7, 570	7, 570	16, 830	1, 260	1, 510

	しくは撤去のため利用する場合								
	その他の場合	平日	全部を利用するもの	9,720	17,490	17,490	38,880	2,910	3,490
			3分の1の面積を1単位として利用するもの	3,240	5,830	5,830	12,960	970	1,170
		土曜日	全部を利用するもの	12,630	22,730	22,730	50,530	3,780	4,540
		、日曜日及び祝日	3分の1の面積を1単位として利用するもの	4,210	7,580	7,580	16,850	1,260	1,520
小ホール	平日			5,130	9,210	9,210	20,420	1,460	1,880
	土曜日、日曜日及び祝日			6,600	11,930	11,930	26,500	1,880	3,230
体育室	全部を利用するもの			2,350	3,130	3,600	9,080	780	980
	3分の1の面積			790	1,050	1,200	3,040	260	330

を1単位として 利用するもの						
-------------------	--	--	--	--	--	--

別表第2アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 多目的ホール

区分	金額（円）	
ピアノ	1台	1,610
舞台照明装置	一式	1,430
音響装置	一式	1,560

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岡崎市総合学習センター条例の規定による施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の承認に必要な手続その他の行為は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）前においてもこれを行うことができる。
- 3 前項の規定により施行日前に施行日以後の施設等の利用の承認を受けた者からは、施行日前においても当該承認に係る使用料を徴収することができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市総合学習センターの大ホールを多目的ホールに建て替えることに伴い、基本使用料等を変更する必要があるによる。

令和 2 年第 33 号議案

令和元年度岡崎市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度岡崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,622,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,108,093 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	70,789,396	90,000	70,879,396
	1 市民税	32,186,472	△350,000	31,836,472
	2 固定資産税	27,501,749	500,000	28,001,749
	4 市たばこ税	2,242,967	△60,000	2,182,967
5	株式等譲渡所得割交付金	471,000	△240,000	231,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	471,000	△240,000	231,000
6	地方消費税交付金	6,976,000	△290,000	6,686,000
	1 地方消費税交付金	6,976,000	△290,000	6,686,000
11	地方交付税	240,000	34,732	274,732
	1 地方交付税	240,000	34,732	274,732
13	分担金及び負担金	1,643,111	△18,739	1,624,372
	1 負担金	1,643,111	△18,739	1,624,372
14	使用料及び手数料	1,908,750	△12,719	1,896,031
	1 使用料	1,293,551	△12,719	1,280,832
15	国庫支出金	17,153,579	1,429,407	18,582,986
	1 国庫負担金	13,175,355	△246,117	12,929,238
	2 国庫補助金	3,898,988	1,675,524	5,574,512
16	県支出金	7,745,004	△52,940	7,692,064
	1 県負担金	4,735,337	△72,721	4,662,616
	2 県補助金	2,091,643	25,650	2,117,293
	3 委託金	900,641	△5,869	894,772
17	財産収入	686,160	△11,236	674,924
	1 財産運用収入	208,090	△16,275	191,815
	2 財産売払収入	478,070	5,039	483,109

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
18	寄附金	186,408	△9,684	176,724
	1 寄附金	186,408	△9,684	176,724
19	繰入金	8,883,000	251,163	9,134,163
	1 特別会計繰入金	23,347	342,412	365,759
	2 基金繰入金	8,859,653	△91,249	8,768,404
20	繰越金	1,033,795	474,025	1,507,820
	1 繰越金	1,033,795	474,025	1,507,820
21	諸収入	5,278,991	63,271	5,342,262
	1 延滞金及び過料	120,001	23,855	143,856
	2 市預金利子	2,206	7,371	9,577
	5 雑入	4,103,357	32,045	4,135,402
22	市債	5,427,000	△85,000	5,342,000
	1 市債	5,427,000	△85,000	5,342,000
歳 入 合 計		131,485,813	1,622,280	133,108,093

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	691,759	△2,716	689,043
	1 議会費	691,759	△2,716	689,043
2	総務費	10,578,182	1,549,068	12,127,250
	1 総務管理費	7,334,083	1,558,269	8,892,352
	2 総務諸費	1,467,906	△22,000	1,445,906
	3 徴税費	981,733	0	981,733
	4 戸籍住民基本台帳費	409,964	46,484	456,448
	5 選挙費	248,710	△33,685	215,025
3	民生費	47,553,727	△878,574	46,675,153
	1 社会福祉費	11,206,256	△132,961	11,073,295
	2 老人福祉費	9,324,827	△138,291	9,186,536
	3 児童福祉費	23,322,629	△504,862	22,817,767
	4 生活保護費	3,700,012	△102,460	3,597,552
4	衛生費	19,847,773	△448,916	19,398,857
	1 保健衛生費	11,341,998	△155,159	11,186,839
	2 衛生諸費	3,192,588	△147,566	3,045,022
	3 環境費	789,694	△28,118	761,576
	4 清掃費	4,523,493	△118,073	4,405,420
5	労働費	125,440	△10,000	115,440
	1 労働諸費	125,440	△10,000	115,440
6	農林業費	1,747,303	△88,006	1,659,297
	1 農業費	567,112	△10,782	556,330
	2 農業基盤整備費	845,670	△61,970	783,700
	3 林業費	334,521	△15,254	319,267

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7	商工費	2,947,485	△86,948	2,860,537
	1 商工費	2,947,485	△86,948	2,860,537
8	土木費	23,825,172	△117,135	23,708,037
	1 土木管理費	1,293,641	△5,093	1,288,548
	2 交通安全対策費	347,057	△108	346,949
	3 道路橋りょう費	3,398,353	△99,049	3,299,304
	4 河川費	943,362	△19,780	923,582
	5 都市計画費	8,593,198	9,814	8,603,012
	6 公園緑地費	3,621,392	△133,857	3,487,535
	7 土地区画整理費	2,981,819	305,238	3,287,057
	8 住宅費	2,646,350	△174,300	2,472,050
9	消防費	4,116,378	△36,265	4,080,113
	1 消防費	4,116,378	△36,265	4,080,113
10	教育費	13,525,247	1,745,772	15,271,019
	1 教育総務費	2,358,129	△21,331	2,336,798
	2 小学校費	2,807,953	377,223	3,185,176
	3 中学校費	1,152,061	182,980	1,335,041
	4 学校教育費	4,100,297	1,242,805	5,343,102
	5 社会教育費	2,198,223	△25,286	2,172,937
	6 保健体育費	908,584	△10,619	897,965
12	公債費	6,352,345	△4,000	6,348,345
	1 公債費	6,352,345	△4,000	6,348,345
歳 出 合 計		131,485,813	1,622,280	133,108,093

第2表 継続費補正
変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	2 総 務 諸 費	せきれい ホ ー ル 改修事業	千円 927,559	令和元年度	千円 16,372	千円 815,531	令和元年度	千円 14,300
				令和2年度	911,187		令和2年度	801,231
8 土木費	5 都 市 計画費	東岡崎駅 周辺地区 ペデスト リアン デ ッ キ 整備事業	1,740,764	平成28年度	0	1,728,653	平成28年度	0
				平成29年度	664,892		平成29年度	664,892
				平成30年度	716,800		平成30年度	716,800
				令和元年度	359,072		令和元年度	346,961
		乙川河川 緑 地 人 道 橋 整備事業	2,151,532	平成27年度	288,100	2,141,116	平成27年度	288,100
				平成28年度	272,500		平成28年度	272,500
				平成29年度	458,836		平成29年度	458,836
				平成30年度	678,811		平成30年度	678,811
				令和元年度	453,285		令和元年度	442,869

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整備事業	千円		千円	千円		千円
			4,288,680	平成 28 年度	95,185	4,288,680	平成 28 年度	95,185
				平成 29 年度	714,972		平成 29 年度	714,972
				平成 30 年度	533,852		平成 30 年度	533,852
				令和 元 年度	937,992		令和 元 年度	1,432,096
				令和 2 年度	769,823		令和 2 年度	0
				令和 3 年度	572,286		令和 3 年度	667,353
				令和 4 年度	664,570		令和 4 年度	845,222
		シビック コア地区 駅前広場 ペデスト リアン デ ッ キ 整備事業	1,425,600	平成 29 年度	21,017	1,316,722	平成 29 年度	21,017
				平成 30 年度	454,355		平成 30 年度	454,355
				令和 元 年度	950,228		令和 元 年度	841,350
	8 住宅費	市営住宅 建設事業 (平地荘 A ・ B 工 区)	1,606,670	平成 30 年度	136,742	1,564,518	平成 30 年度	136,742
				令和 元 年度	1,469,928		令和 元 年度	1,427,776

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	8 住宅費	市営住宅 建設事業 ((仮) 五 本 松 住 宅)	千円 3,343,670	令和元年度	千円 249,700	千円 2,928,481	令和元年度	千円 150,700
				令和2年度	3,093,970		令和2年度	2,777,781

1 追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	千円 60,000
		阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	78,098
		道路新設改良事業 (矢作川右岸南北道路)	6,127
		道路新設改良事業 (針崎ポンプ場線)	22,000
		橋りょう新設改良事業 (牧内橋)	23,760
		橋りょう新設改良事業 (若砂橋)	12,000
		橋りょう新設改良事業 (中根2号橋)	15,000
	4 河川費	上地新川改修事業	103,615
	5 都市計画費	岡崎駅周辺整備事業	56,830
		街路事業(岡崎環状線)	102,906
		街路事業(若松線)	244,640
	7 土地区画整理費	岡崎駅南土地区画整理 事業費補助事業	53,608

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	7 土地区画整理費	岡 崎 駅 東 土地区画整理事業	冊 217,010
	8 住 宅 費	市営住宅改修事業	6,700
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校校内 L A N 管 理 事 業	321,263
		小学校施設保全事業 (根石小学校ほか2校)	177,557
	3 中 学 校 費	中学校校内 L A N 管 理 事 業	146,095
		中学校施設保全事業 (矢 作 中 学 校)	64,262
	4 学 校 教 育 費	タブレット型情報端末 導 入 事 業	1,267,791

2 変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	スマートイン ターチェンジ 調査検討事業	冊 219,311	スマートイン ターチェンジ 調査検討事業	冊 232,804

第4表 地方債補正

1 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小学校情報通信ネットワーク整備事業費	千円 81,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
中学校情報通信ネットワーク整備事業費	38,000			
中学校大規模改造事業費	21,000			
計	140,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業 費	215,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
県営ため池整備事業費	10,000			
道 路 整 備 事 業 費	605,000			
河 川 改 修 事 業 費	197,000			
都市計画道路整備事業費	33,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	242,000			
乙川リバーフロント地区整備事業費	589,000			
公 園 整 備 事 業 費	905,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	70,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	547,000			
シビックコア地区整備事業費	444,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	906,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	190,000			
小学校大規模改造事業費	70,000			
中学校校舎改修事業費	5,000			
臨 時 財 政 対 策	80,000			
計	5,427,000			

補	正		後
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 204,000	変更なし	変更なし	変更なし
8,000			
546,000			
163,000			
176,000			
224,000			
557,000			
870,000			
69,000			
500,000			
374,000			
844,000			
162,000			
126,000			
0			
60,000			
5,202,000			

令和 2 年第34号議案

令和元年度岡崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度岡崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ605,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,518	△347	1,171
	2 負担金	998	△347	651
2	使用料及び手数料	63,347	△2,914	60,433
	1 使用料	63,329	△2,914	60,415
3	国庫支出金	3,413	△1,917	1,496
	1 国庫補助金	3,413	△1,917	1,496
4	繰入金	455,358	△23,214	432,144
	1 一般会計繰入金	455,358	△23,214	432,144
7	市債	129,800	△19,100	110,700
	1 市債	129,800	△19,100	110,700
歳入合計		653,437	△47,492	605,945

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	67,673	697	68,370
	1 総務管理費	67,673	697	68,370
2	施設管理費	246,779	△23,518	223,261
	1 維持管理費	246,779	△23,518	223,261
3	施設建設費	150,456	△24,025	126,431
	1 施設建設費	150,456	△24,025	126,431
4	公債費	188,029	△646	187,383
	1 公債費	188,029	△646	187,383
歳 出 合 計		653,437	△47,492	605,945

第2表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 事 業 費	千円 129,800	普 通 貸 借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 110,700	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		

令和 2 年第35号議案

令和元年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和元年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,304千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,554,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	296,179	△41,304	254,875
	1 一般会計繰入金	296,179	△41,304	254,875
	歳入合計	3,596,179	△41,304	3,554,875

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	3,580,326	△41,304	3,539,022
	1 工業団地造成費	3,580,326	△41,304	3,539,022
	歳 出 合 計	3,596,179	△41,304	3,554,875

第2表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 3,504,549	阿知和地区 工業団地 造成事業	千円 3,511,716

令和元年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410,956千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	4,114	△2,308	1,806
	1 分担金	4,114	△2,308	1,806
3	県支出金	15,360	△480	14,880
	1 県補助金	15,360	△480	14,880
4	繰入金	305,496	△27,767	277,729
	1 一般会計繰入金	305,496	△27,767	277,729
歳入合計		441,511	△30,555	410,956

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	42,522	△460	42,062
	1 総務管理費	42,522	△460	42,062
2	施設管理費	207,008	△26,657	180,351
	1 維持管理費	207,008	△26,657	180,351
3	施設建設費	40,179	△3,438	36,741
	1 施設建設費	40,179	△3,438	36,741
歳 出 合 計		441,511	△30,555	410,956

令和元年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161,868千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,367,950千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 2 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,317千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,706千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 2 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	7,625,888	100,000	7,725,888
	1 国民健康保険料	7,625,888	100,000	7,725,888
5	国庫支出金	1,075	2,706	3,781
	2 国庫補助金	1,074	2,706	3,780
6	県支出金	21,492,818	△74,746	21,418,072
	1 県補助金	21,492,817	△74,746	21,418,071
7	財産収入	2,094	△258	1,836
	1 財産運用収入	2,094	△258	1,836
8	繰入金	3,354,649	△235,542	3,119,107
	1 一般会計繰入金	2,904,649	△135,542	2,769,107
	2 基金繰入金	450,000	△100,000	350,000
9	繰越金	1	45,972	45,973
	1 繰越金	1	45,972	45,973
歳入合計		32,529,818	△161,868	32,367,950

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	531,501	△34,158	497,343
	1 総務管理費	458,130	△34,158	423,972
2	保険給付費	21,264,064	△78,307	21,185,757
	1 療養諸費	18,687,108	△36,478	18,650,630
	2 諸給付費	2,576,956	△41,829	2,535,127
3	国民健康保険事業費納付金	10,254,966	0	10,254,966
	1 医療給付費分	7,119,006	0	7,119,006
4	保健事業費	443,800	△52,437	391,363
	1 保健事業費	33,600	△2,993	30,607
	2 特定健康診査等事業費	410,200	△49,444	360,756
5	基金積立金	2,094	△258	1,836
	1 基金積立金	2,094	△258	1,836
6	諸支出金	32,393	3,292	35,685
	2 直営診療所勘定繰出金	3,840	3,292	7,132
歳 出 合 計		32,529,818	△161,868	32,367,950

第2表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	76,762	△3,437	73,325
	1 外来診療収入	68,700	△3,437	65,263
3	繰入金	23,887	△4,880	19,007
	1 事業勘定繰入金	3,840	3,292	7,132
	2 一般会計繰入金	20,047	△8,172	11,875
	歳入合計	101,023	△8,317	92,706

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	55,917	0	55,917
	1 総務管理費	55,917	0	55,917
2	医業費	42,449	△8,317	34,132
	1 医業費	42,449	△8,317	34,132
歳 出 合 計		101,023	△8,317	92,706

令和元年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,520千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,053,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3	繰入金	844,071	△14,842	829,229
	1 一般会計繰入金	844,071	△14,842	829,229
5	諸収入	331,172	△30,678	300,494
	3 受託事業収入	302,713	△30,678	272,035
	歳入合計	5,098,559	△45,520	5,053,039

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	保健事業費	411,055	△45,520	365,535
	1 健康診査等事業費	411,055	△45,520	365,535
	歳 出 合 計	5,098,559	△45,520	5,053,039

令和 2 年第39号議案

令和元年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ569,044千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,537,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,803,876	△67,888	4,735,988
	1 国庫負担金	4,101,769	△80,941	4,020,828
	2 国庫補助金	702,107	13,053	715,160
4	支払基金交付金	6,336,431	△154,162	6,182,269
	1 支払基金交付金	6,336,431	△154,162	6,182,269
5	県支出金	3,365,170	△73,420	3,291,750
	1 県負担金	3,116,525	△53,919	3,062,606
	2 県補助金	247,645	△19,501	228,144
6	財産収入	2,620	△246	2,374
	1 財産運用収入	2,620	△246	2,374
7	繰入金	4,247,002	△278,283	3,968,719
	1 一般会計繰入金	3,691,473	△79,174	3,612,299
	2 基金繰入金	555,529	△199,109	356,420
9	諸収入	100,221	4,955	105,176
	2 雑入	98,720	4,955	103,675
歳入合計		25,106,182	△569,044	24,537,138

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	546,402	△3,404	542,998
	1 総務管理費	336,671	△839	335,832
	3 介護認定審査会費	187,735	△2,565	185,170
2	保険給付費	22,309,638	△410,000	21,899,638
	1 介護サービス等諸費	20,310,224	△410,000	19,900,224
3	地域支援事業費	1,626,958	△156,013	1,470,945
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	919,939	△154,948	764,991
	2 一般介護予防事業費	39,602	△1,065	38,537
	3 包括的支援事業・任意事業費	665,513	0	665,513
4	基金積立金	321,425	△246	321,179
	1 基金積立金	321,425	△246	321,179
5	諸支出金	300,759	619	301,378
	2 一般会計繰出金	12,786	619	13,405
歳 出 合 計		25,106,182	△569,044	24,537,138

令和 2 年第 40 号議案

令和元年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 47,271 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,535,070 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,582,341	△47,271	1,535,070
	1 一般会計繰入金	1,521,437	△47,530	1,473,907
	2 特別会計繰入金	60,904	259	61,163
	歳入合計	1,582,341	△47,271	1,535,070

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,582,341	△47,271	1,535,070
	1 継続契約集合支出	1,582,341	△47,271	1,535,070
	歳 出 合 計	1,582,341	△47,271	1,535,070

令和 2 年第 41 号 議案

令和元年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,503 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,925 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	93,529	1,216	94,745
	1 外来診療収入	84,456	1,216	85,672
4	繰入金	7,319	△2,719	4,600
	1 一般会計繰入金	7,319	△2,719	4,600
歳入合計		102,428	△1,503	100,925

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	51,308	0	51,308
	1 総務管理費	51,308	0	51,308
2	医業費	49,369	△1,503	47,866
	1 医業費	49,369	△1,503	47,866
歳 出 合 計		102,428	△1,503	100,925

令和２年第42号議案

令和元年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）

令和元年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	68,318	3,974	72,292
	1 外来診療収入	68,318	3,974	72,292
3	繰入金	118,150	△9,761	108,389
	1 一般会計繰入金	118,150	△9,761	108,389
5	諸収入	11,650	△1,030	10,620
	2 雑入	10,305	△1,030	9,275
	歳入合計	198,469	△6,817	191,652

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	168,041	△6,817	161,224
	1 総務管理費	168,041	△6,817	161,224
2	医業費	27,038	0	27,038
	1 医業費	27,038	0	27,038
歳 出 合 計		198,469	△6,817	191,652

令和 2 年第 43 号議案

令和元年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第 1 号）

令和元年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 316,328 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 422,516 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	97,500	325,016	422,516
	1 換地清算徴収金	97,500	325,016	422,516
2	繰入金	8,688	△8,688	0
	1 一般会計繰入金	8,688	△8,688	0
歳入合計		106,188	316,328	422,516

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	106,188	△25,465	80,723
	1 換地清算交付金	106,188	△25,465	80,723
2	諸支出金	0	341,793	341,793
	1 一般会計繰出金	0	341,793	341,793
歳 出 合 計		106,188	316,328	422,516

令和 2 年第 44 号議案

令和元年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,721 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,836 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	874	43	917
	1 財産運用収入	873	43	916
3	繰入金	4,183	△4,183	0
	1 基金繰入金	4,183	△4,183	0
4	繰越金	1	7,825	7,826
	1 繰越金	1	7,825	7,826
5	諸収入	56	36	92
	1 雑入	56	36	92
歳 入 合 計		5,115	3,721	8,836

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理会費	2,495	0	2,495
	1 管理会費	2,495	0	2,495
2	総務費	194	4,351	4,545
	1 総務管理費	194	4,351	4,545
3	区有林費	2,326	△630	1,696
	1 区有林費	2,326	△630	1,696
4	予備費	100	0	100
	1 予備費	100	0	100
歳 出 合 計		5,115	3,721	8,836

令和 2 年第 45 号議案

令和元年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 579 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,906 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	226	△226	0
	1 基金繰入金	226	△226	0
4	繰越金	1	805	806
	1 繰越金	1	805	806
歳入合計		1,327	579	1,906

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理会費	809	△226	583
	1 管理会費	809	△226	583
2	総務費	17	805	822
	1 総務管理費	17	805	822
3	区有林費	451	0	451
	1 区有林費	451	0	451
4	予備費	50	0	50
	1 予備費	50	0	50
歳 出 合 計		1, 327	579	1, 906

令和元年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 患 者 数 入院	272,304人	△45,018人	227,286人
外来	337,106人	△6,292人	330,814人
(3) 1 日 平 均 患 者 数 入院	744人	△123人	621人
外来	1,393人	△26人	1,367人

(4) 主要な建設改良事業

建 設 改 良 費 事業費	1,140,936千円	△135,176千円	1,005,760千円
---------------	-------------	------------	-------------

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	26,450,223千円	△1,769,582千円	24,680,641千円
第1項 医業収益	23,550,172千円	△1,721,636千円	21,828,536千円
第2項 医業外収益	2,527,692千円	△47,946千円	2,479,746千円
支 出			
第1款 病院事業費用	26,903,873千円	△284,175千円	26,619,698千円
第1項 医業費用	26,072,696千円	△284,175千円	25,788,521千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額696,497千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,983千円並びに過年度分損益勘定留保資金687,514千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	4,034,081千円	△264,292千円	3,769,789千円
第1項 他会計負担金	722,616千円	△14,761千円	707,855千円

第3項	投資償還金収入	100,960千円	8,129千円	109,089千円
第4項	企業債	3,181,000千円	△257,000千円	2,924,000千円
第6項	負担金	29,260千円	△660千円	28,600千円
	支 出			
第1款	資本的支出	4,751,794千円	△285,508千円	4,466,286千円
第1項	建設改良費	3,716,699千円	△281,208千円	3,435,491千円
第2項	投資	27,960千円	△4,300千円	23,660千円
	(企業債)			

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	設備更新 事業費	283,000 ^{千円}	普通貸借	4.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率）	政府資金等について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定する融資条件に よる。ただし、融資 条件又は企業財政の 都合により償還年限 を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低 利債に借換えするこ とができる。
	再編事業費	651,000			
	医療機器 整備事業費	595,000			
	医療システム 更新事業費	1,652,000			
補 正 後	設備更新 事業費	258,000	変更なし	変更なし	変更なし
	再編事業費	571,000			
	医療機器 整備事業費	526,000			
	医療システム 更新事業費	1,569,000			

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	11,859,527千円	27,019千円	11,886,546千円

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和元年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
施設更新工事 事業費	196,736千円	△20,048千円	176,688千円
管路耐震化工事 事業費	1,530,500千円	△37,506千円	1,492,994千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	7,849,344千円	7,064千円	7,856,408千円
第1項 営業収益	7,031,287千円	△3,000千円	7,028,287千円
第2項 営業外収益	759,362千円	10,064千円	769,426千円
支 出			
第1款 水道事業費用	7,282,730千円	△241,286千円	7,041,444千円
第1項 営業費用	6,965,084千円	△343,144千円	6,621,940千円
第2項 営業外費用	308,646千円	101,858千円	410,504千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,759,669千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額203,490千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,056,179千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,788,987千円	△238,727千円	1,550,260千円
第1項 企業債	640,000千円	△18,000千円	622,000千円
第2項 出資金	337,528千円	△10,702千円	326,826千円

第3項	工事負担金	515,300千円	△215,025千円	300,275千円
第6項	補助金	15,000千円	5,000千円	20,000千円
支 出				
第1款	資本的支出	4,700,983千円	△391,054千円	4,309,929千円
第1項	建設改良費	3,435,428千円	△391,003千円	3,044,425千円
第2項	企業債償還金	1,063,781千円	△51千円	1,063,730千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費及び過年度議決済みに係る継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	仁 木 浄 水 場 電気設備 更新事業	千円 199,001	令 和 元年度	千円 73,491	千円 162,486	令 和 元年度	千円 62,727
				令 和 2年度	125,510		令 和 2年度	99,759
		管 路 耐 震 化 事 業	130,000	平 成 30年度	50,000	114,566	平 成 30年度	50,000
				令 和 元年度	80,000		令 和 元年度	64,566

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	水道事業費	千円 640,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補 正 後	水道事業費	622,000	変更なし	変 更 な し	変 更 な し
-------------	-------	---------	------	---------	---------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	895,110千円	26,515千円	921,625千円

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和元年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
管渠施設築造工事 事業費	1,336,200千円	428,018千円	1,764,218千円
ポンプ施設築造工事 事業費	704,000千円	79,600千円	783,600千円
ポンプ施設改良工事 事業費	301,000千円	12,360千円	313,360千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	9,569,582千円	44,334千円	9,613,916千円
第1項 営 業 収 益	6,407,834千円	1,204千円	6,409,038千円
第2項 営 業 外 収 益	2,915,959千円	43,130千円	2,959,089千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	8,468,562千円	△2,998千円	8,465,564千円
第1項 営 業 費 用	7,242,095千円	18,733千円	7,260,828千円
第2項 営 業 外 費 用	1,220,467千円	△21,731千円	1,198,736千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,207,967千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189,178千円、過年度分損益勘定留保資金903,669千円並びに当年度分損益勘定留保資金2,115,120千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	5,629,814千円	423,095千円	6,052,909千円
第1項 企 業 債	3,732,400千円	140,500千円	3,872,900千円

第2項	出資金	225,187千円	△18,781千円	206,406千円
第3項	負担金	252,818千円	△11,683千円	241,135千円
第4項	補助金	1,416,538千円	313,059千円	1,729,597千円
	支		出	
第1款	資本的支出	8,867,383千円	393,493千円	9,260,876千円
第1項	建設改良費	4,894,516千円	398,493千円	5,293,009千円
第3項	投資	10,000千円	△5,000千円	5,000千円
	(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	下水道 事業費	千円 2,916,400	普通貸借	4.0%以内（ ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率）	政府資金等について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定する融資条件に よる。ただし、融資 条件又は企業財政の 都合により償還年限 を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低 利債に借換えするこ とができる。
補 正 後	下水道 事業費	3,056,900	変更なし	変 更 な し	変 更 な し

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	435,667千円	△2,353千円	433,314千円

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 2 年度岡崎市一般会計予算

令和 2 年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 127,080,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 市税		70,684,926
	1 市民税	31,044,905
	2 固定資産税	28,367,931
	3 軽自動車税	923,719
	4 市たばこ税	2,109,509
	5 鉱産税	551
	6 入湯税	540
	7 事業所税	2,963,242
	8 都市計画税	5,274,529
2 地方譲与税		973,000
	1 地方揮発油譲与税	250,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	68,000
3 利子割交付金		31,000
	1 利子割交付金	31,000
4 配当割交付金		394,000
	1 配当割交付金	394,000
5 株式等譲渡所得割交付金		305,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	305,000
6 法人事業税交付金		310,000
	1 法人事業税交付金	310,000
7 地方消費税交付金		8,297,000
	1 地方消費税交付金	8,297,000

款	項	金 額
		千円
8	ゴルフ場利用税交付金	92,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	92,000
9	自動車取得税交付金	1
	1 自動車取得税交付金	1
10	環境性能割交付金	310,000
	1 環境性能割交付金	310,000
11	地方特例交付金	463,970
	1 地方特例交付金	463,970
12	地方交付税	110,000
	1 地方交付税	110,000
13	交通安全対策特別交付金	58,998
	1 交通安全対策特別交付金	58,998
14	分担金及び負担金	1,005,331
	1 負担金	1,005,331
15	使用料及び手数料	1,912,456
	1 使用料	1,276,141
	2 手数料	636,315
16	国庫支出金	16,496,177
	1 国庫負担金	13,704,484
	2 国庫補助金	2,713,548
	3 委託金	78,145
17	県支出金	9,295,330
	1 県負担金	5,116,736

款	項	金 額
		千円
	2 県補助金	3,310,833
	3 委託金	850,897
	4 県交付金	16,864
18 財産収入		699,603
	1 財産運用収入	204,849
	2 財産売却収入	494,754
19 寄附金		72,058
	1 寄附金	72,058
20 繰入金		5,498,919
	1 特別会計繰入金	22,539
	2 基金繰入金	5,476,380
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		4,398,230
	1 延滞金及び過料	135,001
	2 市預金利子	2,922
	3 貸付金元利収入	927,409
	4 受託事業収入	101,293
	5 雑入	3,231,605
23 市債		5,672,000
	1 市債	5,672,000
歳 入 合 計		127,080,000

歳出

款	項	金 額
1 議会費		千円 698,998
	1 議会費	698,998
2 総務費		13,095,099
	1 総務管理費	8,350,554
	2 総務諸費	2,455,487
	3 徴税費	1,034,262
	4 戸籍住民基本台帳費	717,060
	5 選挙費	230,314
	6 統計調査費	204,948
	7 監査委員費	102,474
3 民生費		47,844,086
	1 社会福祉費	11,531,838
	2 老人福祉費	9,659,737
	3 児童福祉費	23,051,469
	4 生活保護費	3,601,039
	5 災害救助費	3
4 衛生費		13,314,604
	1 保健衛生費	5,011,234
	2 衛生諸費	3,111,645
	3 環境費	756,465
	4 清掃費	4,435,260
5 労働費		282,105
	1 労働諸費	282,105

款	項	金 額
6 農林業費		千円 1,661,302
	1 農業費	558,588
	2 農業基盤整備費	756,351
	3 林業費	346,363
7 商工費		3,206,321
	1 商工費	3,206,321
8 土木費		19,425,552
	1 土木管理費	1,324,760
	2 交通安全対策費	441,678
	3 道路橋りょう費	3,397,226
	4 河川費	865,038
	5 都市計画費	6,085,684
	6 公園緑地費	2,726,412
	7 土地区画整理費	572,982
	8 住宅費	4,011,772
9 消防費		4,119,574
	1 消防費	4,119,574
10 教育費		16,800,498
	1 教育総務費	2,955,267
	2 小学校費	2,523,683
	3 中学校費	1,129,724
	4 学校教育費	4,965,618
	5 社会教育費	2,311,207

款	項	金 額
	6 保健体育費	千円 2, 914, 999
11 災害復旧費		75, 000
	1 公共土木施設災害復旧費	30, 000
	2 農林業施設災害復旧費	15, 000
	3 文教施設災害復旧費	10, 000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	20, 000
12 公債費		6, 456, 859
	1 公債費	6, 456, 859
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100, 000
	1 予備費	100, 000
歳 出 合 計		127, 080, 000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	福祉会館改修事業	883,784 千円	令和2年度	394,752 千円
				令和3年度	489,032
3 民生費	3 児童福祉費	豊富保育園 園舎建替事業	776,348	令和2年度	165,410
				令和3年度	610,938
8 土木費	6 公園緑地費	岡崎中央総合公園 総合体育館 改修事業 (第2期)	666,578	令和2年度	73,200
				令和3年度	593,378
	8 住宅費	市営住宅建設事業 (平地荘 C・D・E工区)	2,175,713	令和2年度	15,429
				令和3年度	2,160,284
10 教育費	2 小学校費	岡崎小学校 校舎整備事業	836,991	令和2年度	82,565
				令和3年度	754,426
	5 社会教育費	旧本宿村役場 復原事業	211,668	令和2年度	63,337
				令和3年度	148,331

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 に 要 す る 経 費	令 和 3 年 度	千円 528
コンベンション施設の整備運営に要する経費	令和3年度から 令和19年度まで	8,092,700千円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額
市民税等資料処理に要する経費	令 和 3 年 度	2,717
市民税当初賦課データ入力等に要する経費	令 和 3 年 度	999
個人住民税税額通知書等印字封入封緘に要する経費	令和3年度から 令和4年度まで	15,824
軽自動車税納税通知書等印字封入封緘に要する経費	令 和 3 年 度	2,103
航空写真撮影及び地番図家屋図更新に要する経費	令 和 3 年 度	55,682
督促状等印字封入封緘に要する経費	令 和 3 年 度	8,654

事 項	期 間	限 度 額
愛 知 県 信 用 保 証 協 会 に 対 す る 損 失 補 償	令和3年度から 令和17年度まで	千円 岡崎市環境対策資金融資あっせん資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受けた者が、その償還期限後一定の日時を経過しても償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額
愛 知 県 信 用 保 証 協 会 に 対 す る 損 失 補 償	令 和 3 年 度	平成20年度において岡崎市中小企業事業資金の不況対策資金を愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受け、かつ同協会が期間延長に伴う条件変更に応じた者が、償還元利金の全部又は一部を返済しない場合において愛知県信用保証協会が代位弁済に係る求償権償却額から中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額を控除した額の2分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和3年度から 令和17年度まで	岡崎市中小企業事業資金の経 営改善資金を愛知県信用保証 協会の信用保証により融資を 受けた者が、その償還期限後 一定の日時を経過しても償還 元利金の全部又は一部を返済 しない場合において愛知県信 用保証協会が代位弁済に係る 求償権償却額から中小企業信 用保険法に基づく保険金とし て受領した額を控除した額の 2分の1に相当する額 千円
阿知和地区工業団地関連道路等整備 に要する経費	令和3年度から 令和9年度まで	2,007,000 千円に、物価変動、 制度の変更等に伴う増減額を 加算又は減算した額
乗合タクシーの運行（額田地域） に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	35,000
総合防災システムの賃借 に要する経費	令和3年度から 令和12年度まで	400,554
新西部学校給食センター整備 に係る契約支援に要する経費	令和3年度	24,530
新南部学校給食センター整備 に係る契約支援に要する経費	令和3年度	24,530
学校給食配送（東部学校給食 センター）に要する経費	令和3年度	15,897

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費管理システム開発 に 要 す る 経 費	令 和 3 年 度	千円 55,562
地域文化広場清掃に要する経費	令 和 3 年 度	132
岡崎市土地開発公社による公共用地 の 先 行 取 得 に 要 す る 経 費	令和2年度から 令和7年度まで	7,602,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける 金 融 機 関 に 対 す る 債 務 保 証	令和2年度から 令和3年度まで	7,700,000

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 整 備 事 業 費	千円 188,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
せきれいホール整備事業費	338,000			
保 育 園 増 改 築 事 業 費	118,000			
水 道 事 業 費	296,000			
林 道 整 備 事 業 費	3,000			
交通安全対策整備事業費	57,000			
道 路 整 備 事 業 費	668,000			
河 川 改 修 事 業 費	178,000			
鉄道駅バリアフリー化整備事業費	50,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	68,000			
岡崎駅周辺整備事業費	122,000			
都市計画道路整備事業費	8,000			
乙川リバーフロント地区整備事業費	6,000			
公 園 整 備 事 業 費	197,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	28,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	10,000			
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	5,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	1,830,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業 費	千円 125,000			
小 学 校 校 舎 建 設 事 業 費	38,000			
総合学習センター整備事業費	358,000			
旧本宿村役場整備事業費	31,000			
龍北総合運動場整備事業費	940,000			
臨 時 財 政 対 策	10,000			
計	5,672,000			

令和２年第50号議案

令和２年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和２年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,237千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1
	1 財産売却収入	1
2 繰入金		404,235
	1 一般会計繰入金	404,235
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		404,237

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 8,155
	1 総務管理費	8,155
2 工業団地造成費		385,682
	1 工業団地造成費	385,682
3 公債費		9,900
	1 公債費	9,900
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		404,237

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地造成等に要する経費	令和3年度から 令和9年度まで	千円 13,373,303千円に、物価変動、 制度の変更等に伴う増減額を 加算又は減算した額
阿知和地区工業団地用地取得 に要する経費	令和3年度	300,000

令和２年第51号議案

令和２年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算

令和２年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,495千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		21,023
	1 分担金	3,630
	2 負担金	17,393
2 使用料及び手数料		106,712
	1 使用料	106,711
	2 手数料	1
3 国庫支出金		686
	1 国庫補助金	686
4 県支出金		75,840
	1 県補助金	75,840
5 繰入金		276,957
	1 一般会計繰入金	276,957
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		176
	1 延滞金及び過料	1
	2 貸付金元金収入	174
	3 雑入	1
8 市債		69,100
	1 市債	69,100
歳 入 合 計		550,495

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		52,564
	1 総務管理費	52,564
2 施設管理費		192,039
	1 維持管理費	192,039
3 施設建設費		154,000
	1 施設建設費	154,000
4 公債費		150,390
	1 公債費	150,390
5 諸支出金		1,002
	1 貸付金	1,002
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		550,495

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固 定 資 産 台 帳 の 作 成 に 要 す る 経 費	令 和 3 年 度	千円 8,491

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業 費	千 69,100	普 通 貸 借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和 2 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,938,641千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（事業勘定の歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算）

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,257千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		7,485,047
	1 国民健康保険料	7,485,047
2 国民健康保険税		4
	1 国民健康保険税	4
3 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
4 使用料及び手数料		22
	1 手数料	22
5 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
6 県支出金		21,422,463
	1 県補助金	21,422,462
	2 財政安定化基金交付金	1
7 財産収入		1,444
	1 財産運用収入	1,444
8 繰入金		2,976,169
	1 一般会計繰入金	2,876,169
	2 基金繰入金	100,000
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		53,487
	1 延滞金・加算金及び過料	25,846

款	項	金 額
	2 雑入	千円 27,641
歳 入 合 計		31,938,641

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		532,661
	1 総務管理費	460,717
	2 徴収費	71,137
	3 運営協議会費	543
	4 趣旨普及費	264
2 保険給付費		21,181,064
	1 療養諸費	18,571,592
	2 諸給付費	2,609,472
3 国民健康保険事業費納付金		9,757,770
	1 医療給付費分	6,722,195
	2 後期高齢者支援金等分	2,279,876
	3 介護納付金分	755,699
4 保健事業費		428,436
	1 保健事業費	33,464
	2 特定健康診査等事業費	394,972
5 基金積立金		1,444
	1 基金積立金	1,444
6 諸支出金		36,266
	1 償還金及び還付加算金	30,452
	2 直営診療所勘定繰出金	5,814
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		31,938,641

第2表 歳入歳出予算
歳入

国民健康保険事業（直営診療所勘定）特別会計

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		72,015
	1 外来診療収入	64,440
	2 その他診療収入	7,575
2 使用料及び手数料		308
	1 手数料	308
3 県支出金		2,502
	1 県補助金	2,502
4 繰入金		21,348
	1 事業勘定繰入金	5,814
	2 一般会計繰入金	15,534
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		83
	1 雑入	83
歳 入 合 計		96,257

歳出

款	項	金 額
1 総務費		51,453
	1 総務管理費	51,453
2 医業費		42,147
	1 医業費	42,147
3 公債費		2,157
	1 公債費	2,157
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		96,257

令和２年第53号議案

令和２年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和２年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,515,167千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		4,297,750
	1 後期高齢者医療保険料	4,297,750
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		881,550
	1 一般会計繰入金	881,550
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		335,865
	1 延滞金・加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	6,710
	3 受託事業収入	317,925
	4 雑入	10,580
	歳 入 合 計	5,515,167

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		95,009
	1 総務管理費	79,538
	2 徴収費	15,471
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,014,533
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,014,533
3 保健事業費		398,915
	1 健康診査等事業費	398,915
4 諸支出金		6,710
	1 償還金及び還付加算金	6,710
歳 出 合 計		5,515,167

令和 2 年第54号議案

令和 2 年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和 2 年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,250,581千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 2 年 2 月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		5,758,601
	1 介護保険料	5,758,601
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		4,977,154
	1 国庫負担金	4,222,316
	2 国庫補助金	754,838
4 支払基金交付金		6,429,218
	1 支払基金交付金	6,429,218
5 県支出金		3,471,488
	1 県負担金	3,199,659
	2 県補助金	270,829
	3 委託金	1,000
6 財産収入		2,550
	1 財産運用収入	2,550
7 繰入金		4,511,317
	1 一般会計繰入金	3,789,164
	2 基金繰入金	722,153
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		100,242
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	98,741
歳 入 合 計		25,250,581

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		542,019
	1 総務管理費	327,699
	2 徴収費	20,090
	3 介護認定審査会費	191,706
	4 趣旨普及費	2,524
2 保険給付費		22,936,349
	1 介護サービス等諸費	20,788,262
	2 介護予防サービス等諸費	847,787
	3 高額介護サービス等費	647,072
	4 特定入所者介護サービス等費	640,296
	5 その他諸費	12,932
3 地域支援事業費		1,752,218
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	931,537
	2 一般介護予防事業費	41,903
	3 包括的支援事業・任意事業費	777,114
	4 その他諸費	1,664
4 基金積立金		2,551
	1 基金積立金	2,551
5 諸支出金		16,444
	1 償還金及び還付加算金	4,006
	2 一般会計繰出金	12,438
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		25,250,581

令和２年第55号議案

令和２年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和２年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,591,819千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 1,591,819
	1 一般会計繰入金	1,548,583
	2 特別会計繰入金	43,236
歳 入 合 計		1,591,819

歳出

款	項	金 額
1 継続契約集合支出		千円 1, 591, 819
	1 継続契約集合支出	1, 591, 819
歳 出 合 計		1, 591, 819

令和２年第56号議案

令和２年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和２年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,951千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		95,175
	1 外来診療収入	86,109
	2 その他診療収入	9,066
2 使用料及び手数料		511
	1 使用料	76
	2 手数料	435
3 県支出金		594
	1 県補助金	594
4 繰入金		8,651
	1 一般会計繰入金	8,651
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19
	1 雑入	19
歳 入 合 計		104,951

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 52,018
	1 総務管理費	52,018
2 医業費		51,182
	1 医業費	51,182
3 公債費		1,251
	1 公債費	1,251
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		104,951

令和２年第57号議案

令和２年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和２年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,682千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 診療収入		72,720
	1 外来診療収入	72,720
2 使用料及び手数料		356
	1 手数料	356
3 繰入金		147,268
	1 一般会計繰入金	147,268
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,337
	1 受託事業収入	365
	2 雑入	9,972
歳 入 合 計		230,682

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		166,228
	1 総務管理費	166,228
2 医業費		27,072
	1 医業費	27,072
3 施設整備費		36,881
	1 施設整備費	36,881
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		230,682

令和２年第58号議案

令和２年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和２年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 換地清算金収入		千円 1
	1 換地清算徴収金	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		2

歳出

款	項	金 額
1 換地清算金		千円 1
	1 換地清算交付金	1
2 諸支出金		1
	1 一般会計繰出金	1
歳 出 合 計		2

令和２年第59号議案

令和２年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和２年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,165千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和２年２月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 事業収入		26,773
	1 貸付金元利収入	26,773
2 繰入金		3,153
	1 一般会計繰入金	3,153
3 繰越金		29,238
	1 繰越金	29,238
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		59,165

歳出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	30,660
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	30,660
2	公債費	18,405
	1 公債費	18,405
3	諸支出金	10,100
	1 一般会計繰出金	10,100
	歳 出 合 計	59,165

令和 2 年第 60 号議案

令和 2 年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和 2 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,495 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		906
	1 財産運用収入	905
	2 財産売払収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		4,530
	1 基金繰入金	4,530
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		57
	1 雑入	57
歳 入 合 計		5,495

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 1,980
	1 管理会費	1,980
2 総務費		205
	1 総務管理費	205
3 区有林費		3,210
	1 区有林費	3,210
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		5,495

令和 2 年第 61 号議案

令和 2 年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和 2 年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,769 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		1,092
	1 財産運用収入	1,091
	2 財産売却収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		5,662
	1 基金繰入金	5,662
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		13
	1 雑入	13
歳 入 合 計		6,769

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 290
	1 管理会費	290
2 総務費		5,652
	1 総務管理費	5,652
3 区有林費		777
	1 区有林費	777
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		6,769

令和2年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	一 般 病 床	730 床
	結 核 病 床	25 床
	感 染 症 病 床	6 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院	233,965 人
	外 来	302,157 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院	641 人
	外 来	1,243 人
(4) 主要な建設改良事業	建 設 改 良 費 事 業 費	918,519 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		25,424,237 千円
第1項 医 業 収 益		22,663,769 千円
第2項 医 業 外 収 益		2,377,122 千円
第3項 特 別 利 益		383,346 千円
支 出		
第1款 病院事業費用		26,429,622 千円
第1項 医 業 費 用		25,671,420 千円
第2項 医 業 外 費 用		750,701 千円
第3項 特 別 損 失		4,501 千円
第4項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,092,683千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,838千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,088,845千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,476,279 千円

第1項	他会計負担金	755,918	千円
第2項	固定資産収入	1	千円
第3項	投資償還金収入	840	千円
第4項	企業債	346,000	千円
第5項	補助金	250	千円
第6項	負担金	373,270	千円

支 出

第1款	資本的支出	2,568,962	千円
第1項	建設改良費	1,509,651	千円
第2項	投資	12,000	千円
第3項	企業債償還金	1,047,311	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	結核・感染症病床改修事業	622,116 千円	令和2年度	373,270 千円
				令和3年度	248,846

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備改修事業費	346,000 千円	普通貸借	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

11,805,131 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
器 械 備 品	デ ジ タ ル マ シ ン モ グ ラ フ ィ シ ス テ ム	一	式
	自 動 採 血 管 準 備 装 置	一	式
	I M P E L L A 制 御 装 置	一	式
	超 音 波 診 断 装 置	一	式
	放 射 線 治 療 計 画 シ ス テ ム	一	式

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和2年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	166,510	戸
(2) 年間総給水量	42,330,000	m ³
(3) 1日平均給水量	115,970	m ³
(4) 主要な建設改良事業	施設更新工事事業費	343,522 千円
	管路耐震化等工事事業費	3,330,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益	8,148,386	千円
第1項 営業収益	7,149,957	千円
第2項 営業外収益	998,427	千円
第3項 特別利益	2	千円
支 出		
第1款 水道事業費用	7,526,599	千円
第1項 営業費用	7,242,558	千円
第2項 営業外費用	273,617	千円
第3項 特別損失	4,424	千円
第4項 予備費	6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,116,610千円は減債積立金96,788千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額291,109千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,228,713千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入	2,236,147	千円
第1項 企業債	910,000	千円
第2項 出資金	720,399	千円

第3項	工事負担金	296,287	千円
第4項	分担金	250,300	千円
第5項	他会計負担金	39,600	千円
第6項	補助金	19,560	千円
第7項	固定資産売却代金	1	千円

支 出

第1款	資本的支出	5,352,757	千円
第1項	建設改良費	3,943,690	千円
第2項	企業債償還金	1,309,067	千円
第3項	投資	100,000	千円

(特例的収入及び支出)

第5条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ9,862千円及び166,642千円である。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 910,000	普通貸借	4.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 934,267 千円

(2) 交際費 80 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、91,000千円と定める。

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和2年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		145,400	戸
(2) 年間総処理水量		38,683,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		105,980	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠施設築造工事 事業費	1,929,700	千円
	管渠施設改良工事 事業費	1,652,000	千円
	ポンプ施設築造工事 事業費	366,100	千円
	ポンプ施設改良工事 事業費	445,050	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款 下水道事業収益		9,277,765	千円
第1項 営業収益		6,341,520	千円
第2項 営業外収益		2,936,244	千円
第3項 特別利益		1	千円
支 出			
第1款 下水道事業費用		8,435,702	千円
第1項 営業費用		7,310,046	千円
第2項 営業外費用		1,119,656	千円
第3項 特別損失		3,000	千円
第4項 予備費		3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,764,937千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,088千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,946千円、過年度分損益勘定留保資金2,437,502千円並びに当年度分損益勘定留保資金1,024,401千円で補填するものとする。）。

収 入			
第1款 資本的収入		5,686,764	千円

第1項	企業債	3,679,500	千円
第2項	負担金	257,798	千円
第3項	補助金	1,747,760	千円
第4項	貸付金償還金収入	1,706	千円
支 出			
第1款	資本的支出	9,451,701	千円
第1項	建設改良費	5,344,556	千円
第2項	企業債償還金	4,097,145	千円
第3項	投資	10,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
岡崎市土地開発公社による八帖雨水ポンプ場築造用地の先行取得に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	千円 472,271

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 2,921,500	普通貸借	4.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
資本費平準化債	758,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下

水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	455,868 千円
(2) 交 際 費	80 千円

令和2年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

